

平成24年第4回長瀨町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月13日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
5番 関 口 雅 敬 君	9
4番 野 口 健 二 君	21
9番 新 井 利 朗 君	21
2番 村 田 徹 也 君	25
1番 岩 田 務 君	34
3番 板 谷 定 美 君	37
6番 大 島 瑠美子 君	41
○町長提出議案の報告及び一括上程	46
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度長瀨町一般会計補正予算(第3号))	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第39号 長瀨町暴力団排除条例	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第40号 長瀨町防災会議条例及び長瀨町災害対策本部条例の一部を改正する条例	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第41号 長瀨町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第42号 記号式投票に関する条例を廃止する条例	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第43号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	60

・議案第44号 埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	6 1
・議案第45号 秩父広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約	
○議案第46号の説明、採決	6 2
・議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	6 3
・請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求め る請願	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	6 4
○日程の追加	6 4
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
・発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書	
○閉会について	6 6
○町長挨拶	6 6
○閉 会	6 7

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第86号

平成24年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成24年12月13日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成24年第4回長瀨町議会定例会 第1日

平成24年12月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

4番 野 口 健 二 君

9番 新 井 利 朗 君

2番 村 田 徹 也 君

1番 岩 田 務 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、採決

1、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君	
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第4回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大澤タキ江君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(大澤タキ江君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月25日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、出席いたしました。

10月9日に、皆野町文化会館で「第16回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月14日に、下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、出席いたしました。

10月21日に、秩父市大滝中学校で「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、出席いたしました。

10月22日から23日にかけて、静岡県掛川市並びに静岡市において「秩父地域議長会正副議長行政視察研修」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

10月24日に、秩父地域振興センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

10月26日に、埼玉県庁において「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

同日、さいたま市において「第10回人権政策フォーラム」及び「第13回埼玉県知事・埼玉県議会議長要請行動」が行われ、出席いたしました。

10月31日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

た。

11月2日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月25日に、沖縄県糸満市において埼玉の塔管理委員会による「埼玉の塔」追悼式が挙行され、出席いたしました。

11月28日に、各省庁において「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

12月3日に、秩父市歴史文化伝承館において「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成24年第4回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

ここで、平成24年10月1日付で就任いたしました教育長のご紹介をさせていただきます。

宮原利定教育長でございます。

○教育長（宮原利定君） ただいま町長に紹介いただきました教育長の宮原と申します。

議員の皆様方のご指導を仰ぎながら、長瀬町の教育振興に精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） よろしく願いいたします。

11月16日午後、衆議院が解散されました。

これからの日本のかじ取りをどの政党の政権に託すか、有権者にとって、民主党政権の評価や、経済、原発、社会保障、外交などの政策、そしてその実行力を総合的に勘案して判断する選挙になるものと思われる。

まず選挙で問われるのは政権の枠組みでありまして、3年余り続いた民主党政権の評価を踏まえ、民主党政権の継続か、自民・公明両党が過半数を獲得しての政権復帰か、どちらも過半数に達せず、第3極などが影響力を持つ政権となるかの選択が迫られるところであります。

そして、インフレターゲットや公共事業の是非などの経済政策、消費税増税への賛否、原発政策、TPP（環太平洋経済連携協定）への賛否、憲法9条の改正も含む安全保障政策などで各党の主張は大きく分かれておりまして、国民の1票が日本の針路を選択することになると思っております。

さらに、震災復興なども含めた各党の政策の実行力も問われることになりまして、掲げた政策が本当に実現可能なものなのかどうか、政党として国を動かしていく力があるのかどうか、選挙戦を通じ、総合的に見きわめる必要があるのではないかと考えております。

ここで、9月定例会以降におけます主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月31日に、町の表彰規程に基づきます自治功労表彰を行いました。長年にわたり町の議員や各種の委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、15名の方を表彰させていただきました。

次に、11月4日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を第一小学校校庭で行いました。

議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜りまして、盛大に開催することができました。日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等、団員のきびきびとした姿を見て安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

次に、11月16日に、皆野町金沢地内で盛り土の崩落事故が発生いたしました。幅20メートルから50メートル、距離350メートルにわたって崩落し、建物2棟が崩壊しましたが、幸い人的な被害はありませんでした。町では関係地区住民に回覧等で状況をお知らせし、埼玉県と対応を協議し、土石流センサーの設置や、万が一の場合の避難準備を行いました。現在も現場の監視を実施しておりまして、引き続き埼玉県を初め関係機関と連絡を密にしていきたいと考えております。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

10月24日、25日の2日間、「長瀨町敬老会・高齢者のつどい」が長瀨有隣倶楽部で開催されました。慶事に該当された皆様をお招きしたところ、昨年を上回る150人余の方々にご出席をいただくことができました。

両日とも天候に恵まれ、午前中に敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員会による実行委員会方式での「高齢者のつどい」が行われました。慶事該当の皆さんや老人クラブの皆さんがカラオケに参加していただくなど、出席された方々にも楽しんでいただけたものと思います。これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。

10月6日に、長瀨お祭り広場と花の里周辺で、長瀨町商工会青年部主催によります第10回ふれあいフェスタ長瀨が開催され、熱気球、乗馬体験や模擬店の出店など数多くの出し物があり、大勢の皆様にお越しをいただきました。

10月28日に、宝登山「園地四季の丘」ロウバイ園で、植樹を通して自然環境への関心と郷土愛を深めてもらうため、秩父鉄道、秩父農林振興センターの協力をいただきまして、長瀨中学校3年生64名による卒業記念植樹が行われました。今回で3年目となります。当日は雨模様でしたが、植樹のときは雨もやみ、無事植樹をすることができました。

11月10日から11月25日まで、月の石もみじ公園で、長瀨町観光協会主催によります「紅葉ライトアップ」が行われました。自然の博物館、宝登山神社周辺もあわせてライトアップが実施されました。ことしの「紅葉ライトアップ」は、新聞やテレビなどの報道機関に取り上げていただきましたことにより、大勢の皆様においでをいただき、大変好評をいただくことができました。

関係者の皆様には大変お骨折りいただき、ありがたく思っております。長瀨のイメージアップに必ずつながるものと確信をした次第でございます。

続いて、雇用促進住宅野上宿舍「旧高砂団地」の譲渡に関する9月議会以降の経過でございますが、10月2日に現地説明会が行われ、栃木県内の民間業者1社の出席がありました。10月26日が入札の締め切り日

でしたが、入札者がなく、入札が不調に終わったとの連絡をいただきました。11月9日に支援機構の担当者が、正式に入札が不調になったことの報告と町の購入意思の確認をしたいということで来庁をされました。

町としては購入する意思はありますとお答えをいたしました。ただし、正式な契約につきましては議会の承認を必要とするため、最終決定は待っていただいております。

譲渡金額でございますが、町との随意契約となるため、入札最低売却額2,395万円の約半額の1,266万1,474円で、土地・建物代となります。

今回は、町として購入の意思があるということをご理解いただき、3月議会で契約案、改修内容案等をお示しいと思いますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

平成23、24の2年間にわたり、長瀬中学校が文部科学省の委託を受け実施してきました「確かな学力の育成に係る実践的調査研究」の成果発表会が11月7日に行われました。関係者等大勢の参観者を迎え、落ちついた授業、生徒一人一人の積極的な態度や研究成果等に、皆さんから高い評価をいただいたところでございます。

次に、生涯学習事業関係でございますが、「長瀬町文化展」は本年度で第37回を数えます。本年は11月2日から4日までの3日間開催し、出展作品約1,100点、期間中、来館者700人の方々においでをいただいたところでございます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案1件、新規条例案1件、条例改正案2件、条例廃止案1件、平成24年度補正予算案1件、規約変更案2件、人事案件1件の合わせて9議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと思っております。

いずれにしても、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 野口健二君

5番 関口雅敬君

6番 大島瑠美子君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

1番、平成25年度予算編成について町長にお伺いをいたします。当町は少子高齢化や人口減少への対策など取り組むべき課題が山積していますが、平成25年度の予算編成方針と重点的に取り組む施策について伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の質問にお答えを申し上げます。

平成25年度予算編成について、予算編成方針と重点的に取り組む施策についてのご質問でございますが、国内の景気は東日本大震災からの復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあるというふうを考えておりますが、一方で世界経済の動向が不透明な状況になっていることは皆さんご承知のとおりだというふうに思います。また、衆議院が解散するなどの政局の混迷が続いておりまして、住民生活や地域経済情勢は依然として厳しい環境に置かれているというふうを考えているところでございます。当町の財政状況につきましては、平成23年度決算において実質公債費比率や将来負担比率につきましては前年度より比率が低下をいたしました。依然として県下では下位のほうにランクをしている状況でございます。

歳入の確保については、町税収入は現下の経済情勢では大幅な回復は見込めず、地方交付税なども期待できない状況でありまして、今後も一層厳しい対応が予想されるところでございます。

歳出につきましては、少子高齢化の進展による扶助費などの社会保障に要する経費や、老朽化した施設の維持管理費などの経常的経費が増加をしております。加えて、今後も災害への備えや、安全で安心なまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など取り組むべき事業は山積をしております。平成25年度予算編成に当たっては、現下の厳しい行財政状況を職員一人一人が十分認識した上で、国や県の施策の動向を的確に見きわめながら、事業の必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を精査し、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

このような中で、平成25年度予算編成に当たっては、多様化する町民ニーズも考慮しながら、より一層の効率化と健全な予算編成に努め、引き続き町民生活に直結した子育て、教育環境の充実、災害対策の推進等、可能な限りの重点化を図り、総合振興計画に掲げられた5つのまちづくりの基本理念に基づき、町民の皆様が住みよいと感じられるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

総合振興計画の5つの基本的な理念につきましては、1つに若い世代が定住するまちづくり、2つ目が安心と安全に暮らせるまちづくり、3つ目が美しい自然を生かしたまちづくり、4つ目が地域の支え合いと思いやりのあるまちづくり、5、町民との協働と参画によるまちづくり等々を掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 通告に沿っての町長の答弁は、今予想を私はしていたとおりに思います。そこで、町長に具体的に私は質問をさせていただきますが、収入が厳しくというお話で、実質公債費比率は少し下がったというのは、やはり数字のマジックがあるから余り、実質公債費比率が少し下がったからといって安心できない。これはもう町長と私同じ考えだと思うのです。そこで、来年度の予算に災害、教育、子育て、この前の議会で質問したとおり、同じ答弁が返ってきたわけで、具体的に再質問でお聞きをいたします。

災害の備蓄品の予算はどの程度、町長、組んでいるか教えてください。私、これ特に知りたいところなのです。

それから、少子化問題で、町長は今、岩田に公園を1つつくる。1年に1カ所ずつ公園をつくっていくのだというお話が前の議会の答弁であったので、今岩田の公園をつくって、それが果たして少子化でどうい公園をつくっているのかお聞きをいたします。

それから、3つ目は福祉の問題で、福祉の問題は、あるお年寄りの方が、長瀬町はちょっと我々には手厳しいというお話。どういことかなと思ったら、やっぱり介護の度数を1つもとへ戻されて、今までデイサービスに週2回通っていたのだけれども、今は1回しか通えないとか、そういう話が結構聞こえてくる中で、私はもうこれずっと言い続けているのだけれども、一般社団法人の観光協会に500万つけているわけですね。そういうことからして、納税者として一方はすごく優遇されて、一方は本当に介護の施設に通うのも減らされる、そういうことがあるので、この25年度の予算で町長がそういういろんな畑のところを、少子化問題なら少子化問題、高齢者も同じ、災害も同じ、そういうことでどの程度、町長、リーダーシップを発揮して使うのか、ちょっと教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2回目の質問についてお答えいたしますが、具体的な数値についてはまだ発表する段階になっておりません。したがって、備蓄品の問題だとか、公園の問題とかにつきましては、この前申し上げたことからまだ進んでおりませんので、これから、議会が終わった後、具体的な数値を含めた予算の編成にかかるところでございまして、このことにつきましては、この前の議会以後のことにつきましては担当の課長から答弁をしていただくようにしたいと思います。

公園だとかそういうことにつきましては、地域のご協力をいただくということは当然第一義でありまして、空中に子育ての遊ぶところ、子供だとかそういうところの公園だとかというのをつくるわけにはいきませんから、やっぱり土地というものがあって初めてということになりますと、地域の協力ということは必要不可欠であります。

それから、備蓄品のことにつきましても、これからしっかり考えて、準備をして予算を組みたいということでございます。

それから、福祉につきましてもそうございまして、これはそれぞれ考え方に多少の違いはあると思いますが、お年寄りをしっかり守り、健康な老後を過ごしていただくということにつきましても、皆さんみんな考え方は同じだと思います。そういうことにつきましても、きょうこの議会でいろんなご意見を賜りまして、それも来年度予算の構築をする上での大きな1つの基礎的なものになるというふうに考えておりますので、ご発言をいただければありがたいと思います。

詳細につきましては、担当の課長からご報告を申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。関口議員の再質問にお答えいたします。

総務課関係でございますが、備蓄品の予算、1点目でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、現在予算編成とっている段階でございます。

ちなみに、本年度、経常的な経費の予算につきましては、各課への通知といたしまして、24年度並みのゼロシーリングということで通知を申し上げます。

続きまして、岩田の公園関係につきまして、当初子育て関係ということで福祉関係のほうで予算づけさせていただいておりますが、内部で検討した中で、総務のコミュニティ関係、防災関係もかかわってくるという中で、執行委任の形で現在調査測量のほうの準備を進めている状況でございます。土地の提供とか地域のご協力というのは重要になってまいりますところでございますが、現在はそういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

介護関係のご質問になろうかと思います。介護度の認定の関係ですけれども、高齢者の方の生きがいにつきましても、介護保険上の介護サービスを使う方法もありますし、公民館ですとかボランティア活動などの社会資源を使っただけの生きがいづくりというものがあろうかと思います。全体を含めてこれから積極的にPRをして、生きがいづくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、担当課長からお話がありました。今ちょっと気になったのだけれども、2番目

の公園については、我々議会には健康福祉課から予算の上程が来て、今使うのは、内部で総務課関係にするというのは、ちょっとこれおかしな話となりませんか。我々が承知しているのは、「健康福祉課から上がってきたこういう予算をお認めください」で、お認めをしているわけなので、例えば公園を1つつくるにしても、総務課でつくる、いわゆる私が言うドラえもん公園、健康福祉でつくる公園、あるいは教育委員会がつくる児童公園、この担当課によってつくり方が随分変わってくるのに、「予算をお認めください」、議会に上程したときには健康福祉課が出してきて、総務課が今それを実行している。ちょっとこれ、私は不自然なやり方だと思いますので、そこを答弁ください。

それから、備蓄品についても、私この議会が始まる前に、備蓄品の、町長、調査をさせてもらいました。したときに、総務課長の答弁は財源が厳しいからというお話から入って行って、今これしかないというのを見せてもらいました。あれだけあれば、結構あります。会議室に大事にしまってあって、鍵までかかっているのだから。私がちょっとその備蓄品関係見ても、あんなに備蓄品大事に保管しておかなくたって、鍵をかけておかなくたって、役場の中であんなでっかい荷物持って出ていけば、あれ、不審だなとか思うと思うのですよ、私だったら。災害時に、鍵は、では誰が持っているのだという。以前私が災害で、もうやめた新井総務課長から歴代総務課長にずっと質問をさせてもらった中で、随分言葉は進んできたわけです。私も一安心したから、途端に災害の質問をやめたら、町長、この予算の関係で私ちょっと言うのだけれども、今の総務課長の考え方は前の歴代課長から比べると全然違う考え方していますよ。備蓄品もあそこへどんどん、どんどん。私が信じているのは、避難所の数カ所にどんどんふやしているというお話だから、備蓄品も具体的に、そんなに備蓄品ばかり金額かけられないから、備蓄品が例えば5万円しかないのですよといえ、それで私は、しょうがないのだろうなで納得するのだと思うのだけれども、まだ今検討中というお話でいくと、町長が災害大事にするのだという今までの町長の意気込み、言ってくださいといって、町長も議会終了後やると言うておいて今の答弁のようだと、私は納得いかないのです。

3つ目の介護の問題も、中畝課長が今答弁してくれたけれども、町民のお年寄りの方は、例えばデイサービスに週に2回なら2回通って、もうなれてきていると、介護度が上がったという悪くなる。下がったでいいわけですね。下げられると、週に2回行っていたものが1回にされてしまう。すると、やっぱり満足いかないのだと思うのです。今言う、公民館で何かそういうイベントというか、そういうサークルをやる。それはそれで、行くのはお年寄りの方は楽しみにもしているのだと思うのです。だから、この前の議会のときにちょっと聞いたら、健康福祉課長ははっきり言うてくれました。財源が厳しいからという言葉が議事録にも載っています。それは本当なのだと思うのです。やっぱりそういうふうにはっきり言うてくれば、私は納得は、町民も我慢するところは我慢していくのだと思うのです。町長が3つや4ついろんな施策を言う中で、お年寄りのこういう福祉の問題も、どれだけ町長が力を入れて予算編成に結びつけてくれるのかなと思ってこの質問をさせてもらったので、最後の皆さん答弁になって、いつもこういう議論は、最後皆さんのほうですから、皆さんのほうが勝つのは当たり前なのです、答弁で。議事録にちゃんと載っていますから。あの議事録だけを読んでいけば、この長瀬町も随分進んでいますよ。

では、そういうことで3回目の最後の質問ですから、答弁をお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 24年度の前にこういう質問もあって、そのご答弁をされ、各担当部からしてありますし、25年度につきましてはこれから準備を始めるところであります、備蓄品の貯蔵場所につきましても、今ご提案があったようなことも真剣にこちらからも考えて、分散をしたほうがいいのだろう。そのと

きはどこへどういうふうにしたらいいのだろうかということは、これからの検討課題であります。

そういうことで、公園の問題も、先ほどから申し上げておりますように、地域のご協力をいただいて初めて可能になるわけでありまして、そういうことで一番先に手を挙げていただいたのが岩田のご存じのような場所であるということでもあります。それを具体的にするのが25年度の仕事というふうを考えております。

福祉につきましては、もう一つ重要なことが抜けているようでありまして、これは担当の課長からご報告をさせていただきますが、とにかく高齢化率が埼玉県で一番高いような状況になっているということでありまして、この辺も踏まえてしっかりした対策を考えていく。これが来年度の予算にいかんどういうふうに反映されるかというのをまたこれからも真剣に考えてます。

それから、実質公債費比率だとか負担比率だとかというのが下がったということで申し上げました。下がったということは、数値が下がったということは、いい方向に向いているということにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 予算の配当しているところを健康のほうに、福祉のほうに科目づけ、予算づけをしてきたものを総務課のほうで執行するのはいかなものかということでございますが、あくまで予算の支出科目は福祉サイドになっております。内部のほうとして、執行の事務のほうの委任ということで、手続にのっとって現在進めさせていただいております。よろしく願いいたします。

〔「わかんねんだ。今の答弁でちょっとわかんないな」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、介護度の関係ですけれども、全体的にお話しさせていただきますと、介護度が下がったということは個人が自立できる状態になったということで、悪い意味でなく、いい意味というふうに私ども考えております。ただ、先ほど議員ご指摘のとおり、サービスが利用しづらいというようなご指摘もあります。そのために担当のケアマネジャーさん等もいらっしゃいますし、町には地域包括支援センターもありますので、個々の案件につきましてはそういうところでご相談いただければ、それに見合ったサービスのご案内ができるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

続いて、この機会をおかりしましてご紹介させていただきますけれども、長瀨町の高齢者の方の状況を調査しました、埼玉県が公表しております健康指数という調査がございます。この中で健康寿命という調査項目がありまして、この調査項目で男性の方が県内で第1位で、女性の方が第3位となっております。この健康寿命という調査の項目内容ですけれども、65歳になりまして、65歳の方が要介護2になるまでの期間を指数化したものです。これが、繰り返すようですけれども、男性が県内1位で、女性が第3位ということです。考えますと、長瀨町、高齢者の方、お年寄りの方多いわけなのですけれども、自立して自分で生活できる期間が、長く自分で生活ができるというふうに私どもは判断しておりますので、この点につきましては事業の効果とか、非常にいいことではないかというふうに考えておりますので、これからも、男性が県内1位ですから、女性のほうも県内1位を目指して事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「ちょっと議長、いいですか。総務課長のさっきの答弁は、具体的にと

いう話でいくと全然わかんないんですよ。おれが質問わかんないことを聞いていて、わかんない答えを返されたんじゃないんで」と言う人あり]

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君、ちょっと、では立ってやってください。

○5番（関口雅敬君） では、もう一回言います。

総務課長の今の答弁は、全然私には理解できませんでしたので、もう一度、健康福祉課でお認めになった予算を内部の事情でという話でいくのはいいのかなどなのか、具体的に教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

総務課長というお話だったのですが、健康福祉課と総務課のほうで当初児童公園的な要素で福祉課のほうで予算をとったわけなのですが、執行委任制度という制度がございまして、敷地が広いものですから防災でも使えるだろうということで、福祉課と総務課のほうで話し合いをして、福祉課のほうから、その制度にのっとって総務課のほうでやってくれないかという、執行委任制度というその制度を使って文書のやりとりをして、現在は総務課が進めていると。いわゆる防災公園と児童公園ですか、その2つを兼ね備えてこれから整備していくということで、総務課のほうに執行委任したものでございます。

以上でございます。

〔「大変よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、次の質問に移りたいと思います。

コミュニティ助成事業について総務課長にお伺いをいたします。平成25年度にコミュニティ助成事業により行政区の掲示板を新設するとのことですが、コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を助成するもので、住民側より先に町が行うべき事業に充ててしまっただけでは、本来の目的である、住民が自主的に行うコミュニティ活動や地域の連帯感に基づく自治意識の盛り上げを後退させることになると思いますが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） コミュニティ助成事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成25年度、来年度のコミュニティ助成事業の申請でございますが、一般コミュニティ助成事業部門につきましては、長瀨町コミュニティ協議会のコミュニティ掲示板の設置事業を申請したことは事実でございますが、まだ申請の段階であり、内示や交付決定はいただけていないことをご報告させていただきます。

今回の申請の経緯についてでございますが、掲示板の設置管理はコミュニティ協議会の地域活動部会、各行政区で行っておりますが、コミュニティ協議会の総会や代表者会議等で、掲示板の立てかえをしてほしいとの要望が出されまして、8月に行いました区長会議におきまして各区長様にご説明し、同意をいただき、各区長様のご協力により、コミュニティ協議会で25年度の申請を要望させていただいております。

なお、ほかに来年度、25年度の要望につきましては、他のコミュニティ団体からの要望はいただけていないところでございます。

また、制度の周知でございますが、コミュニティ助成事業につきましては国の事業仕分けのときの対象

となり、その後助成事業の実施が不透明であったため、団体からご相談をいただいた場合のみご案内をしておりました。県の担当課へ確認したところ、現時点での中止という話はないという回答をいただいておりますので、25年度以降、来年度以降はまた従来どおりに年度当初の区長会等で制度の周知を再開させていただきます。

いずれにいたしましても、議員のおっしゃるとおり、この制度は地域のコミュニティ活動等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する趣旨の制度でございますので、自主的に行っているコミュニティ活動を後退させることのないよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今総務課長が答弁をしてくれましたけれども、私たちのところでは掲示板できるのだという発表を行政区長もしているわけですよ。そういうのをされると、議会軽視につながっていく。一般、ほかの人が聞いたときに、もう予算がとれているような、総務課でつくっていただいたというように捉えますよ。そうすると、この長瀬町の最高会議が全然、軽視されていく。町民の方からも軽視されていってしまう。私もこの自治振興宝くじ、県に調査をいたしました。まだ全然、内部でもこれから会議を持ってやるのであって、そんな予算を、例えば、長瀬町さんはある団体で発表したのですかということをおっしゃいました。私は、自分たちの地域の区長が区の集会で、来年の25年度にはここにアルミの半永久的な掲示板ができるのだという発表をしているわけです。そういう指導は予算がとれたらというのを前提にやっていて、まだ言わないでくださいねというのをやらなかったら、これ本当に、今総務課長が言ったように、自主的にいろんな活動をやろうとしている団体が、これ意識もう本当に薄れていきますよ。勉強しているところは、こういうのがわかっているところは、何とかもらえるのならもらいたいというのはあるのだから、それを総務課が主導してはまずいですよ、先に。下から盛り上がってくるなら、私はいいのだと思うのです。ある行政区1区がこれを欲しい、こういうふうにつくりたいと言って、もらう。それが本来の宝くじ事業なのだから。それを区長会で、「25年度には半永久的なアルミ板の掲示板をこの公民館の前にも立てます」、これを言われては、私も聞いていて、えっと思いました。もう25年度の予算がそんなに進んでいる。だから、私はさっき、25年度の予算はどういうのを重みに置いているのですかと先に聞いているのだから。そしたら、まだ具体的にそういうのはないという町長の答弁があるのにもかかわらず、そういうところでそういうことが、話が進んでいる。これはおかしな話です。

総務課長にちょっと、これ私の提案になりますけれども、例えばアルミの掲示板、半永久的な掲示板をつくるのだという計画立てたときに、総務課長はそこへいるのだったら、長瀬町サイン計画、以前2番議員ですか、那須町の例で町長以下見に行ってきたわけですよ。そういう統一された看板どういふのだろうと見に行ってきたという話聞いたけれども、見に行っていて、今言うように、はい、今度掲示板はアルミの半永久的なのをつくります。先日ちょっと新聞報道になった観光協会の看板、ああいうのだから、町が知らないうちにそこに立てられたのではなくて、そういうサイン計画を立てて、長瀬町は観光地なのだから、上長瀬から矢那瀬まで全体的に長瀬町は観光地なのだからという考えでそういうサイン計画を立てていけば、ここにこういう掲示板立てますよといったときに、統一できていくのではないですか。いきなり掲示板を全部統一しようとなると、お金かかりますよ。みんなで相談するのはただですよ。一つ一つこれからつくっていくやつは、こういうふうにしましょねとつくっていけば、何年か先には、那須まで見に行ったそういうすばらしい看板が長瀬町じゅう立てられるわけです。

これ総務課長でいいかどうかわからないけれども、今井戸には、きのうかおとといに埼玉新聞に出ていたのだけれども、看板をボランティアで立てかえてくれているというあの記事を読んだときに、あれもいいことですよ、悪いとは言いません。だけれども、蓬来島は県もやらない、町もやらない、上陸が難しいところを、蓬来島ここですよと看板立てられたら、町だって困るではないですか、観光客にどこからどうやって上陸するのですかということ。だから、町と相談をして、ここはPRしてもいい場所、PRしてはまずい場所、そういうのもサイン計画で統一していくこと。こういうアルミ板考えるのだったら、そのぐらいのことも考えたらどうですか。総務課長、答弁をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。何点かご質問あったかと思しますので、もしか答え漏れあったらまたご指摘いただきたいと思いますが、まず以前から行政区の掲示板、ポスターとか啓発、地域のお祭りとか掲示する掲示板が既に30年以上経過していて、木製のもので、脚が悪くなってベニヤ板が悪くなっているという状況が多くなってきて、長もちするものがないのではないかとということも含めて検討してまいりました。各地域からも毎年何カ所も掲示板等の設置要望もございまして、ではコミュニティ協議会のほうで宝くじの助成等が仮に使えるのであれば要望してみようではないかということで話が起きてきましたので、8月の区長会議のときに、必ずつくというお約束もできないですが、各地域で掲示板等新設とか再設とかご希望等、またその際には土地の方の承諾書等も必要になってまいりますので、ご理解いただければ進めていきたいという話は申し上げました。それはあくまで助成事業が対象になったという段階でということをご理解いただきたい、というのは私のほうで申し上げたつもりでございました。その辺が言葉足らずであったとすれば、その辺はまた気をつけてまいりたいと思っています。

また、ポスター等を張る掲示板とサイン計画、いわゆる案内板等の統一性というお話だったかと思いますが、掲示板につきましては、ある程度何枚かポスターが張られたりするようなもので、特に有名なものとか、サイン計画ですとどこかを案内するとかというのを考えておりませんでしたので、宝くじの助成としてそういう企画的なもので申請させていただいておったところです。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） あれはよろしいのですか、指標につきましては、いいのですか。個人的に立てているものに対してはよろしいわけね。それに対しての答弁はいいですね。

〔「総務課長、それは言わないでしょう」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） はい、どうぞ。

〔「じゃ、言わせてください」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 総務課長ではないですよ、そうするとね。よろしいですか。

では、5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） いいですよ。ここで言って、すぐあって、マギー司郎さんではないけれども、縦じまが急に横じまになんかできるわけないので、これを、質問を足がかりに、私はこれから議員活動でまたいろいろ議論をさせていただきます。

最後に、総務課長に今もう一度伺いますけれども、掲示板だから、観光の看板だから、棒の指標だからではなくて、那須町に総務課長は行ってないですか。行ってない。では、そういう行った方によく聞いてください。統一した看板をつくっていいこうというのなら、そんなでっかい看板だって小さい看板だって統一できるではないですか。我が社だって、有限会社関口だって、大型トラックだって小型トラックだ

って、色、柄、どうにでもできるのだから、そのぐらいなプランニングはしっかりやってください。そうすれば、サイン計画、長瀨町はどこへ行ってもこういうきれいな看板が立っているということになるので、いかがですか、最後に。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃっているとおり、長瀨町全域自然公園の区域でもございますし、景観等配慮したものができればいいと思っておりますが、まずコミュニティ掲示板が立てられるかどうか、助成がつくかどうかというものあるわけですが、アルミでつくった場合、仮に着色とかその辺も含めて、今後実施する段階では配慮してまいりたいと思います。また、自然公園区域内ということで、いろんな規制等もあるかと思っておりますので、関係機関等とも協議等させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。3番目の質問へ入ります。

町への提案や意見に対する対応について町長にお伺いをいたします。議会での一般質問や質疑の中で議員から出された町への提案や意見に対して答弁されたことが、答弁どおりになかなか実行されていないように見受けられます。議会終了後どのように検討され、対応しているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の質問にお答えをしたいと思います。

議会におきましては、議員の皆様からいただきましたご意見や要望は、閉会の後にそれぞれの事務を所掌する部署に対応を検討させておりますことは、以前議会で答弁をしたとおりでございます。そのうち簡単なものというか、軽微なものにつきましては、直ちに対応するということが可能であります。予算を伴う、例えば多少予算が金額が多くなるとか、そういうようなことにつきましては、提案をいただいた後に、そのことが予算にすぐ組めるかどうかということについての対応も考えていかなければいけないというようなことがございまして、予算との兼ね合いがあって時間がかかるような状況があることは事実であります。

それと、それが例えば大型のものになればすぐ対応はできないというような状況で、否定するわけではございませんが、時間がかかるというようなこともあるわけでございまして、それは皆さんに大変ご迷惑をかけているのではないかと。ただ、予算対のことになりますから、どういうふうにしてお金を持ってくるか、それからどういうふうにして仕事を進めるかという対応策は、それ前にいろんなほかの事業もございまして、それとの兼ね合いがあるから、その辺について皆さんのご意見のとおりになかなか動かないという部分ございまして、これはご理解をいただいてもらうしかないのかな。そのうちまた皆さんとそれを、忘れていたわけではございませんから、それもしっかり後年度において対応を考えていくということにご理解をいただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、議会でいただいたということにつきましては、強く受けとめさせていただいて、これからもそのご意見を決して否定したりということではなくて、お答えをしたことにつきましては、それを継続して事業の推進を図っていききたいというふうに基本的には考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長が本当に今答弁してくれたのは、実行していただければありがたいのだけれども、町長、今言った中でもちょっと私も何点かお聞きをしたいと思いますけれども、こう提案されたことに対して、町長、以前、今言ったように、担当課を中心に議論をしてみますという話も結構あるのです。今言うように、私は、ここで質問したから全てが全部できるとは思っていないのです。ただ、私たちは、ここにいる10人は、本当に選挙のときに、「皆さんの声を聞きますよ、皆さんの手と足となり」と言って当選をさせてもらって、ここで発言をしているのは、自分一人の考えではなくて、いろんな町民の方の代弁をして、今ここで発表しているわけですが、そういう中で町長はあることを聞いて、これは担当課長を中心に議論をしてという話が幾つも出てくるのだけれども、担当課でどういう相談をして、どういうふうになったかという絶対返ってこないですね。まず返ってこないですよ。ここで言って、「はい、ああ、わかりました。じゃ、そういうことはいいことだから、担当課を中心に」というのを何回も私、本当に、返ってこない。何で、説明責任があるのではないかなといつも思っている事柄結構あるのですよ、町長。

そこで、本当にこれは、例えば総務課なら総務課に考えさせるのだったら、総務課長あたりからその進捗状況なりそういう説明があって、これ、ここでこの最高会議で話して、これが町民が見ていて、ああ、やつらは何で言いつ放しだ、執行権もないから、やつら、ただべらべら、べらべら1時間以上しゃべっているだけだととられてしまうのですよ、町長。だから、ぜひ、そういう夢や希望を我々は聞いてきて、次の議会に、ではこれをやろうと温めて発表していると、町長は、これはどこの課で、担当課でまとめる。課長会議は活発にやっているというのだったら、その活発にやっている状況を我々にお知らせくださいよ、町長。そうすれば、私は全てできるが当たり前だと思いません。さっきも言うように、備蓄品に来年は5万円だといったら、5万円だってしょうがないと思うのです。それなりに予算を皆さんが膝突き詰めて話して、これはこうだとやっていくのだから、そういうことなのだと思うのです。ただ言って、聞いてもらって、「ああ、いいことですね。後で議論して、させます」、そこで終わりなのです。だから、私はこれ言いたくないのです。何年かの前の12月議会、もう一回執行部の皆さん、思い出してください。今私のほうを見ている人が町長の言うことを聞かない人と、こうなってしまうのですよ、町長。もっと町長リーダーシップを発揮して、自分が、町長がこれはいいなと思ったのはしっかり担当課でやらせて、その状況をこっちにも知らせてくださいよ。

前回の議会でも、これ副町長もそうなのだけれども、副町長にちょっと言いますけれども、関口議員が言っていることは一理あると。だから、議会終了後に、議会側と執行部側で話をさせてください。もう私、フルスケジュールの忙しさが副町長あるのだらうけれども、つくってくれるのだと。それが、前の議会は9月ですか、いまだない。議事録にはちゃんと書いてあります。

だから、そういうのをしっかりやりましょうよ。我々だって、ただ議会の日にだけ出てきて、ここで言うだけで、おまえら責任ないではないと町民から思われるのは私たちなのです。「言ってもやってくれないんですよ」と言っただけで、以前教育委員会に私言っただけでも、教えてもわからないのは教えていないと同じだという議論と同じになっていくと思うのです。

町長、その中で備蓄品関係、さっきもちょっと1番で言ったけれども、新井総務課長から歴代課長は随分話進んでいったのですよ。町長もそうでしょう。井戸、岩田は橋が崩れ、トンネルが崩れ、金尾峠が崩れれば孤立してしまうと。だから、井戸の消防小屋に備蓄品置くのだよ。ああ、随分進んできて、町長も最大に理解してくれているのだなと思っていたら、町長、ついこの間私は総務課長のところへ行って備蓄

品の関係調べたら、備蓄品は井戸の消防小屋に置いたのでは管理ができないから、全部役場に戻してあります、これでした、町長。町長はあんなに、備蓄品は分散して置くのがいいよと言っていて、今の総務課長は、管理がしやすいから役場に置くと。備蓄品ってそういうものですか。災害があったときに使うために置いている備蓄品なのだから、管理なんか後でいいではないですか。最近長瀬のどこかあっちのほうで、消防の先、あれが盗まれるというのがある話を聞けば、いや、盗まれてもいいかといったら、ちょっと考えようになってしまうけれども、この長瀬町役場に備蓄品が、ある会議室にまとめて置いてあるけれども、鍵はかかっている。では、さっと来て、来られればいいですよ、鍵を持っている人が。鍵を持っている人が途中で、看板でも総務課長の頭の上に落っこちて倒れてしまったら、あけられないのですよ。いや、そんな、笑い事ではないよ、どういことが起きるかわからないのだから。だから、そういう備蓄品もあれだけ前進して行って、私も本当に3年間ぐらい、県庁へ行くと、ああ、あれは災害の関口、長瀬のと言われるぐらいだったのですよ、町長。それ進んできたからいいなと思っていたら、今この議会が始まる時に聞いたら、管理がしやすいから役場に置く。災害が起こったら届ける。新井総務課長も言ったではないですか、最初のときの答弁。災害が起こったら埼玉基地にもないと言っています。ミュージックパークまでどうやっていくのだろうなと思ったのが、私最初の災害の質問だったのです。

そういうことで、町長、いいことは言って、やるのか、さあなんて思っているけれども、その後全然失速して、きのうの北朝鮮のミサイルではないけれども、やらないと言っておいてドーンといく、それに似たようにならないように、町長、リーダーシップを発揮して、今こっちを向いてしゃべらないで、向こうを向いて、執行部の皆さんに、「おれがやると言ったやつは、議会でちゃんと聞いていて、やれ」と一言言ってください。そうすればこの質問は終わります。でしょう。どうですか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話の趣旨はよくわかりました。備蓄品は、例えば川向こうのところは井戸のところに置けばいいということはわかります。ただ、それをただ放置するということはできません。私たちも町の住民の人たちからの貴重な税金をいただいてそういうものを準備しているわけですから、放置をするということだけではできない。それははっきり職員にも申し上げます。そして、その上で、いかにしたら効率よく備蓄品が管理できたり分配できるかということについては、もう一回考え直してお答えをしたいと思います。

そして、そういうものがなくて、実はあって事故がなければ一番いいのですが、それよりもっといいのは、なくても事故がなければ、なおいいわけであります。そういう意味では、秩父地域というのは非常に地盤がしっかりしているということもありますし、問題が比較的少ないというような状況で今までは推移をしてきました。しかし、これからは夏の高温、それから冬の冷温、大雪というようなことが、可能になるような状況を予測できるわけですから、この辺についても改めてもう一度考え直して、皆様のご期待に沿えるような、しかしそれは放置をするということではできない、それだけははっきり申し上げておきます。そういう上に立って、どういうふうにやったらいいか、もう一回考えて、準備をするようにしたいと思います。少し時間をいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長、ではもう一回だけ言います。私は井戸の消防小屋に備蓄品は放置しておいてもいい、一言も言っていませんよ。あっちに分散備蓄が始まって、ここで前の総務課長ちょうど隣にいるけれども、大澤課長は、議事録にも書いてあるけれども、避難所数カ所に分散備蓄しているのだ。議事録

にも載って、書いてあるのです。そういう方向で進んでいっているのだらうなと思っていたら、今回は、管理がしやすいから長瀬町役場に置こう。そういう温度差が出てきていて、今町長が、では管理がしやすい、あっちに置いたのでは放置されているのだというのだったら、井戸の消防小屋に乾パンが幾つ、浄水器が2台置いてあるのだって、管理がしやすいのがいいのだったら全部持ってきてしまえばいいではないですか。何でこれだけ残しておいて、進まないのですか。

私がこの質問をしたときに、長瀬町は毛布が3枚、枕が3つ、その程度から始まっていて、今会議室が結構備蓄品でいっぱいになっている。結構進んでいるのです。だから、消防小屋だってきちんと置いているわけでしょう。だから、そういう場に置いておくのは放置ではないです。ちゃんと管理です。

こういうのを議会でこうやっていて、いいことだ、いいことだとやっているから、私は井戸の上、中、下、風布の区長に、消防OB隊隊長の許可があればこの備蓄品が見られるから、みんなで見ましょうということでこの調査を始めたのです。そしたら、管理がしやすいから。今町長が言うように、管理がしやすい、あっちに置いたのでは放置だというのだったら、全部持ってきてしまえばいいではないですか。置いておくということは、必要があるから置いておくのだから、ちゃんと分けて置いておけば大丈夫ですよ。長瀬の町民って結構いい人の方の集まりだから、例えば4地区ぐらいに長瀬分けて備蓄していれば、例えば1地区がだめなら2地区、3地区、4地区が応援に持っていくますよ、備蓄品、必要なら。

だから、そういうことで、もうちょっと先、プランニングがと言ったけれども、公園にしてもプランニングのやり方がちょっと、私から言わせると、はっきり言えば下手ですよ。こういう災害についてもそう。そういう考えることはちょっと。本当に優秀な職員が長瀬町にはいっぱいいるのに、これが答えかいなというのがあるのです、町長。だから、今もう一回言いますよ。私はあそこに、井戸に置いておく備蓄品は放置なんかしていませんよ。ちゃんと、周りで地域の方が、消防小屋に誰かが、不審者が入れれば、「何だい」と声をかけてくれたりすると思いますよ。誰が入ろうが構わないやいななんていう地域ではないと思いますから。放置は、町長、悪いけれども、ちょっと言葉が。もうちょっとソフトトークでやってくださいよ。私は本当にそういう意味でやっていないのだから。

では、最後に町長、答弁お任せします、私もそろそろ時間なので。町長がちょっと長目にしっかりした答弁まとめて、最後に、そういう進捗状況は議員にも知らせるということを約束していただいて、私の質問を終わりたいと思いますので、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 放置という言葉が私がもし使ったとすれば、それは取り消しをさせていただきます。ただ、そこにお預けをしたということについても、私たちの責任があるということをお願いしたわけでありまして、そのことについては、先ほど申し上げましたように、町民の貴重な税金をいただいた。それを使っているということが基本的にあるからであります。

今ご提案の趣旨につきましては、よくわかりました。もう一度もとに戻って検討して、ご報告を申し上げます。ただ、言葉だけのやりとりだけでは我々の仕事は進みませんから、その辺についてはしっかり職員にも伝えて、行動で示すようにやらせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔時間がちょっと余っているけど、終わりにいたします〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 4番、野口でございます。よろしくお願いします。

歩車分離式信号の導入について町長にお伺いいたします。長瀨町は埼玉県でも有数の観光地であり、特に長瀨地区にたくさんの観光客が訪れます。そこで、ことしの夏に目にしたのが、長瀨駅前交差点は歩行者が多く、車両と歩行者の交差により車両が数台しか右左折できないために渋滞が発生している光景です。このようなことから、歩行者の安全に配慮し、歩行者と車両が通行できる時間帯を分離する歩車分離式信号機を長瀨駅前交差点に導入できないかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、行楽期などには右左折する車が非常に多く、歩行者が横断をすることが非常に難しいような状況になっておりますし、車のほうも歩行者が多いために数台しか通行できないというような状態になっておりまして、これが大きな渋滞の要因になっているということは大体私たちにもわかります。

渋滞の解消策の1つといたしまして、歩車分離式の信号機があるそうでありまして、技術的には可能であるというふうにお話をいただきましたが、一方で国道140号の渋滞等を招くおそれがあるということでもありますし、また時間、曜日等の設定によりまして使用者の混乱を招くことが考えられる。検討する必要もあるし、対応には、これは時間がかかるというふうにお話をいただきました。したがって、現在県道長瀨停車場線の歩行者信号と車両用信号の時間差を調整するなどの方法によりまして渋滞の緩和が行われるか、警察と連絡をいたしまして、調整を行っているところでございます。

歩車分離式信号機の導入につきましては、今後とも警察関係、団体と協議を続けてまいりますので、ご理解をいただき、もう少し時間をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） これから4月になると、またそういうことがないように4月ごろまでに具体策を考えていただきまして、警察当局ともお話をしていただきまして、いい策を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 建設残土置き場崩落について町長にお伺いいたします。

11月16日午後6時ごろ、長瀨町の中央部を西から東に流れ、荒川に流れ込む諏訪沢の最上流部に近い皆野町金沢の山林内の建設残土置き場が崩落し、住宅2棟が全壊し、約350メートルにわたって谷間が埋められました。この沢の水は長瀨町内の農業用水にも使われていることから、建設残土の堆積や、谷間が埋められたことによる水質の変化、その影響は何があるかなど、下流域に住む町民の健康や環境を守るために調査して報告してほしいので、お伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えをいたします。

崩落の概要及び現時点での対応状況につきましては、本日議員の皆様にご配付をしたとおりでございますが、建設残土置き場崩落についてのご質問にお答えをいたします。

議員も現地に出向いておられるようでございますし、新聞等でも公表されておりますが、去る11月16日の夕方6時ごろ、皆野町大字金沢地内において盛り土の崩落事故が発生をいたしました。まず、崩落の状況でございますが、面積にして約1.7ヘクタール、土量にして約5万立米、5万立方メートルの崩落がありました。建物が2棟崩壊いたしました。幸いにして人的な被害はなかったということで、発生場所は皆野町ということもありますが、ほっとしているところでございます。事故の原因につきましては、埼玉県で調査委託すると聞いておりますが、下流域に当たる長瀨町といたしましては今後の環境問題なども非常に心配しているところでございます。

県では今回の事故を受けまして、当面の緊急対策として、盛り土現場頂上のひび割れ箇所へのブルーシートや流出箇所への排水ポンプの設置、土砂の下流への押し出し防止のための土のうの設置、空中放射線の測定、測定、20日に現場内11カ所で測定し、放射線量においては1時間当たり0.05から0.06マイクロシーベルトで、うわさされたような値は測定されていないようであります。さらに、5日にも11地点で測定し、最高値は0.05マイクロシーベルトという報告を受けております。

また、土壌や水質調査でございますが、土壌調査は21日に実施し、人体に影響を及ぼす9項目の検査すべて基準以下という結果であるという報告でございました。水質調査につきましても、30日に現場の県道の上と民家の下の下流部から採取し、7日に結果が判明し、2カ所とも基準以下という数値だということでございます。町といたしましては、多少安堵しているところでございますが、しばらくの間は定期的に土壌検査や水質検査を行っていただくよう要望をしているところでございます。また、現時点では唐沢地内への土砂流出の被害のおそれは少ないと想定をしておりますが、不測の事態に備え、崩落現場に土石流センサーを設置していただくとともに、唐沢地内にはセンサーが作動したときのサイレン、回転灯を設置し、監視している状況であります。

このような状況の中、町といたしましても土石流の発生による不測の事態に備える体制として、避難連絡体制を整備しているところであります。さらに、今回の状況につきまして、唐沢地内には毎戸、中野上区、杉郷区民には11月22日付で、その時点での状況を回覧とさせていただきますが、土壌水質検査につきましても、12日の区長回覧等を通じ、説明、報告をさせていただいております。また、町広報紙やホームページでも測定結果等をお知らせする予定であります。今後とも関係地区の皆様には情報提供してまいります。

私もすぐ現場に行って、いろいろ調べてみました。盛り土につきましては、頂上地区にブルーシートの話が先ほど出ましたが、かなり細かいひび割れがいっぱいできておりまして、いつ崩落しても不思議ではな

い。たまたまこの時期が雨が余りなくて、そういう意味では時期的には恵まれたのかなと思いますが、これがすぐ簡単に整理ができるような状況ではないということで、県のほうには強く要望をしたところがあります。皆野地区に事故が起きたということは、とにかくその下に長瀨、特に唐沢地区という地域がございまして、その人たちの安心、安全を守るのは長瀨町、私たちの責任だというふうに考えておりまして、この辺はしっかり県のほうにも意見を申し上げて、県のほうからも、農林振興センターが担当でございまして、何回も町のほうにもおいでをいただき、現場でも説明をいただきました。そういう中で、現状では放射能の問題だとか、あとはいろんな水質の問題等々につきましては異常がない。ただ、崩れたことをまことに遺憾に思いますというお話もいただいたところでございます。

いずれにしても、今新井議員のご質問のように、これから先の問題につきましてもしっかり対応していくという県のほうから心強いお言葉もいただいているわけですが、だから安心だということにはならない。私たちもしっかりこれを協力をして、対応を未然に防ぎたいというふうに考えておりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） きょうの議会に間に合うような状態で、12月12日付の農林振興センターからの資料を配付していただいたのですけれども、本当にざっとというふうなことで書いてあります。

この盛り土は、結局昨年23年9月13日に埼玉県秩父農林振興センターが林地開発許可というものを出したことによって盛り土が開始されたようであります。内容については、建設残土の処分というふうなことであったという内容であります。そして、期間につきましては、特に終わりの期間が書いていないのですけれども、会社につきましても、この報告書には書いてありませんが、皆野町金沢にあるトレードインという会社が、森さんという方が責任者であるというふうな標識が出ております。そういうふうなことから、最終的に開発許可をした県なのか、トレードインなのか、いろんな問題あるかと思っておりますけれども、大変な状態であるし、5万立米の残土が山積みになって、それが結局雨という、また結局長い間雨水等が含まれての土砂崩れであります。

私たちもある議員と、4番議員とともに3月にちょっと見させてもらったときに、非常に危険だなということで心配しておりました。そのことにつきましても、3月というか、私が見に行く前にもう町の幹部の人にも、あれはちょっと危険ではないかということで相談もしてあったようであります。ですけれども、皆野町であること、また秩父農林振興センターが許可していることというふうなことから、特に長瀨町としては対応し切れないというような状況のままであったというふうに聞いておりますが、これからあの残土を、今行ってみると、流れ出た泥でダムをつくっているような状態でありますけれども、あれまた水を含んで溢水する可能性はあります。また、その上のほうのブルーシートがかかっているところにつきましても結構ひび割れしていたりしているし、あれもやっぱり崩れる可能性は十分にありますので、これからちょうど春から先に大雨等は余計来ますので、ですけれども、また来年の秋ごろにはそういうふうな、このような土砂崩れの事態、また河川を埋めてくるというふうな状態も十分考えられるわけで、ですから今この問題、1年後の問題、5年後、10年後あたり、だんだん、だんだん土砂が流れ出てきましたときに、長瀨のあの諏訪沢川が結構埋まってくるというふうなことになってくると、場合によるとあの唐沢ないし中野上、杉郷区、あの周辺に関して一時的に川が溢水するといえますか、洪水状態になるというか、そういうこともあらわれてくる。そういうふうなことから、今しっかりと原因追求と同時に原状回復、それから責任の所在、そういうものをしっかりしておいていただきたいというふうなところから質問出させてい

いただいています。そのことについてもう少し、今町長にも回答いただいたのですけれども、今お話、質問しました内容につきましてお聞きいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 実は、内容、どこのポジションで許認可権があつて、どういうふうに行ったかというのは私もわかりませんでした。16日の夜、行こうと思ったのですけれども、県議から連絡があつて、夜行っても見えないから翌朝にしようということで、翌朝、3日間続けて現地へ半日詰めさせてもらいましたが、そういう中であそこを、いろんな人からいろんな電話をいただきました。そういう中で、廃棄物が入っているのではないか、いろんな不純物が入っているのではないか、夜中にダンプが来るとか、そういうようなことがありますよというような、これは皆野の人からの連絡でございましたが、そういう話もあります。ですから、私たちとしては非常に危機的な状況だというふうに考えて、農林振興センターのほうに強く抗議を申し込んだり、あとの事後処理については全部責任持つというお話を申し上げました。しかし、先ほど申し上げましたように、その地域は長瀬町が被害をこうむるということになるわけでございますから、人に言っただけでは解決ができないというふうに思ひまして、積極的に動いたわけであります。

そういう中で、いろんな数値についてはどうにかクリアできることになりましたが、土砂の問題が一番大変なことになるのではないかと。ですから、先ほど申し上げましたように、春先からの雨だとか、そういうようなときにいかに対応するかというのは今からしっかりやっていたかかないと、土砂災害が必ず起きる可能性というのを否定できないというお話を申し上げ、県の担当の部長もわざわざこちらまでおいでいただいて、まことに申しわけないけれども、しっかりやるから見届けてほしいというお話もいただきました。しかし、それは言葉であつて、結果がしっかりしなければ我々としてはその責任を持つことはできないのだから、皆さんにやってもらうしかないよというお話は再度申し上げました。県のほうでも、よくわかりました、長瀬町の町民にご迷惑のかからないように全力を挙げて対応を考え、行動しますというお言葉をいただいておりますので、これからのことにつきましては県の行動と、それからそれを行っております会社の対応にお任せするしかないなというふうに考えています。その情報については毎日県のほうから町のほうにいただいておりますので、そのことにつきましては今のところ安定をしておるということでございます。だけれども、今安定しているのは当然でありまして、これから先の問題をしっかり対応していただきたいというのは私たちの返す言葉であります。

今ご心配いただきました。新井さんからも写真をいただいたりして非常に参考になっておりますので、これからもいろんなご意見をいただきながら、住民に不安と、それから事故の起きないように私たちも全力を挙げていきたいと思ひます。よろしくご指導お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今町長から、県の担当者、また幹部とのやりとりにつきまして回答いただいたことでもありますけれども、何せ言葉のやりとりだけであります。でありますので、責任の所在というものにつきまして、しっかりとやっぱり明文化していくことも大事だと思うのですね。ですので、この辺のやりとりの文書をしっかりと作り上げていくことと同時に、県の補足であり、また意見もしっかりと書きとめて文書にしておいて、責任というものをしっかりと、後々5年たっても10年たっても役立つようにしておいてほしい。今の数値は本当に、危険を冒して測定をしたかなというような場所もありますけれども、いろいろと調べてもらつてあつて、表面上の、言ってみれば土のものであつたり、水の検査であつたりしている可能性あります。でも、実際に先ほど懸念されているようなことがこれから先に、下のほうに埋まっ

ていたかも知れないし、出てくるかも知れないですね。今表面に出てきているところは、非常にまざりものの少ない土砂のように見えるのですけれども、肉眼では、ですけれども、まだまだ崩れていないところ、見えていないところにどのようなものが入っているかは実際にはわからないので、これからの継続的な検査と報告、それから後々のためにしっかりと明文化したやりとりをしておいてほしいというふうなことを思います。よろしくどうぞお願いいたします。回答をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員がおっしゃるとおり、私たちもそういう行動を起こしておりまして、責任がどこにあるから私たちは安心だということではない。事故が起きないことが安心なのですよというお話を申し上げておりますので、文書につきましても、県のほうから、それから業者がどれだけ信用できるかというのも私は非常に不安に思っています。ですから、許認可を与えた県の責任で対応をしてくださいというお願いもしてありまして、県のほうも、わかりましたということですから、それなりの責任感を持って行動を起こしていただける。文書にもとって、うちのほうとしても文書を預かったからいいやということにはならない。事故が起きないということが一番安心、安全の基本になるわけでございますから、その辺もしっかり踏まえて、これからもちゃんと対応してまいります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長にお伺いします。

高齢者・障害者共生施設について。清流苑を取り壊した跡地に高齢者・障害者共生施設を建設することですが、どのような計画なのか伺いたしたいと思います。

なお、この高齢者・障害者共生施設というのは、仮称私のほうで考えさせていただいたものですが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、懸案となっております高齢者の居場所づくりや障害者の就労機会の確保をするために、旧清流苑の跡地を有効に活用いたしまして事業を進めようとするものでありまして、木造の建物が建っておりますが、その建物を取り壊し、その跡地に現在と同程度の面積の建物を新たに建設をしようというものでございます。この内容につきましては、担当の課長からご説明をさせていただくので、よろしいでしょうか。では、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

概要につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。整備する理由について先に説明をさせていただきます。

まず初めに、理由の1つとしまして、高齢化の進展ですが、介護予防に対応するためでありまして、町の高齢化率が11月末現在で30.9%、高齢者の方が約2,400名に達しておる状況にあります。ほぼ3名に1人の方が65歳以上の町民という状況で、秩父地域でも最も高齢化が進んでいる地域となっております。

そこで、高齢者の方がいつまでも住みなれた地域ではつつとした生活を送っていただくため、その活動拠点として整備をするもので、樋口地区にはひのくち館、野上地区には中央公民館、保健センターが整備されておりますが、長瀨地区には高齢者を受け入れる拠点の整備がされていない状況にありますので、新たに施設整備をし、高齢者福祉の充実を図ろうとするものです。

もう一点は、障害者の就労の機会を提供するものです。当町には障害者の作業所がなく、近隣の秩父市や寄居町等の作業所を利用している状況です。また、秩父特別支援学校から秩父地域の障害者を初め、本校の生徒が卒業後不安定なく過ごすことができるよう、日中活動の場について緊急に施設の増設を行っていただきたいとのご要望をいただいているところです。施設の整備をし、障害者の福祉の増進を図ろうとするものが2つ目の理由です。

事業の進捗状況ですが、現在建物の設計段階であり、2つの目的に合致した施設となるよう、関係法令などをもとに鋭意進めているところです。主要施設などの内容は現時点では検討中であり、内容が決まり次第、地元行政区を初め関係者の方々に順次説明をさせていただきたいと思っております。

また、この施設は平成24年度の地域介護・福祉空間整備等交付金を特定財源として事業を進めているところで、今後の大まかなスケジュールにつきましては、本年度中に建物の建築設計がまず完了できるかというふうに考えております。その後諸手続を済ませた後に、25年度中に事業の完了を目指しているところです。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 旧清流苑跡地に高齢化の進展により集える場所と。それから、もう一つの目的が、障害者の福祉、作業所的な施設というふうなことで捉えてよろしいわけですね。では、社会福祉協議会については、現保健センターに置いたままということで考えてよろしいわけですね。

私考えるのですけれども、あそこの場所も見てみたのですが、風光明媚で大変よろしい場所だと。ただ、ちょっと建物をつくるにはもったいない。本来ならあそこには建物を建てたくないというような場所のような気がします。なお、あと川沿いからも私あそこをずっと下から見たのですが、やや、今ボーリング調査やっていますけれども、非常に、ちょっと裏がこけて心配な面があるので、恐らく建物は今と同じぐらいの建物が建てられないのではないかなという気がします。多分200坪程度の広さだと思います。駐車場がまず完備できないということが非常にネックになると思います。特に長瀨地区でも外れになるわけですね。高齢者があの場所にというのに、非常にやはり車で来る以外ちょっと来れないというふうなことが考えられます。

そういうものを建てる。老人憩いの家と言っていいですか、こういうものを町として建設するというのは非常に歓迎すべきことだと思います。さらに、障害者自立支援施設を併設するという事は、町としてノーマライゼーションの理念のもとに障害者福祉を進展させる一歩ということで、非常に歓迎すべきことだと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、あの200坪程度の清流苑跡地で2つの目的を持った、混同させた施設を建設するというのは、税金がかかるにしてはやや心配なことではないのかなという気がします。

3点ばかり課長にお尋ねします。

まず、駐車スペースは確保できるのかどうか、この設計図段階で。

それから、今も言いましたが、老人憩いの場所としてはやや不便な場所ではないか。本当に集まるのか。

あと、障害者自立支援施設ということであれば、これは作業所を意味してよいのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども説明しましたように、今設計段階中でありまして、建物を建てるために建築基準法、自然公園、もろもろの手続必要になりますけれども、それに合致するために今打ち合わせをしている最中です。

一番最初にご質問ありました駐車スペースの件ですけれども、あの場所が建築基準法でいいますと崖地の規制にかかっているところでありまして、建物を建てるためにはその基準をクリアする必要がありますので、建物の位置に関してはどこに位置するかということが重要かと思っておりますけれども、その関係で今場所を選定しているところでありまして、駐車スペースについては今のところその場所が確定しないと、なかなかその駐車スペースができるかというのが具体的にお話しできないのですけれども、今の段階では三、四台ぐらいは駐車できるかなというふうには考えておりますけれども、詳細につきましてはこれから検討を行っていくという段階であります。

2点目ですけれども、建てる位置が長瀬地区中心部でなくて、ちょっと外れた位置にあるので不便ではなかろうかというふうな内容かと思っております。確かに場所的には偏っているかとは思っておりますけれども、なかなか、町が所有しております土地ですが、そういう関係もありまして、あそこに選定させていただいたというような経緯もあります。施設の利用については、運営の方法等でも検討する時間が1年強ありますので、そういう中で利用しやすい方法について検討をさせていただければというふうには考えております。

最後、3番目のご質問になろうかと思っております。障害者の施設が作業所として行うかどうかというふうな質問になろうかと思っております。今のところ具体的に最終的な考えまでは詰めていない状況なのですけれども、今のところ就労支援の活用ができるもの、もしくは地域生活センター、地活、地活と言っているのですけれども、その2種類の対応ができる方向で施設の整備を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今お聞きしましたが、まだ計画段階ということであるというお話なのですが、いずれにしても駐車スペースはあのままの段階だと非常に厳しいということは現実だと思います。私のほうでまず建設地なのですけれども、町有財産の有効活用という点で考えると、老人憩いの家ということになるとやっぱり長瀬地区がいいのでしょうかけれども、あと野上消防署跡地もありますよね。あの建物を利用するというふうなことも例えば考えられる一つではないかと。

あと、障害者の自立支援施設についてなのですが、もしかして、町有財産ではありませんが、根岸地区に法生寺というお寺さんがあります。法生寺だったと思うのですよね。空き地になっております。大変いい建物で、朽ちるのを待っているというような状況もあると思うので、作業所、要するに生活支援とかいうことになってくると、あの建物をお借りしてとか、買い取ってとか、これは予算がかかるわけですけれども、そのほか実質、実があるのではないかというふうな気がします。特に障害者自立支援施設についてですが、これはもう当たり前のことだと思うのですが、健常者は、我々もそうですが、一般的に仕事に自分を合わせて労働しているというのが現状だと思います。ところが、障害者の方は、嫌な仕事に自分を合わせて労働するということははっきり言って困難なのですよね。これはもう当たり前のことだと思うのですが、そういうところで障害者自立支援施設、作業所も考えているということであれば、あの施設という

か、あの場所では広さが足りないのではないかと。私も幾らかそういうところを知っているといいですか、回っているのですが、大体30人程度の人数が集まらないと運営上やっていけないということになるそうです。例えば、長瀨町の人だけ集めて5人でということになると、これは誰が受けるのか。町でやるのか、NPOというふうなことで、まず。また項目別に質問します。

この自立支援施設を運営する予定は町なのか、それともNPO法人等を考えているのかがまず第1点。第2点は、まだそこまでいっていないかな。作業内容等は精選できているのか。

あとは、3点目は、当施設利用は町内者のみ該当なのか、それとも町外の人も受け入れるということを考えているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

いずれにしても、障害者が地域とともに生活し、社会的自立促進をし、心のバリアフリーを取り除くために、町としてこの計画を後退させることなく前進させていただきたいと切に願います。お伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、具体的のご質問にお答えします。

今3点ほどありました。運営について、作業内容、町外の方も利用できるかというような内容になろうかと思えます。今のところ、私どもではこれについても検討はしております。方法として、いずれにしても2つ、3つの方法が考えられますので、その中で一番運営しやすい方法、利用しやすい方法を今検討中でございます。はっきりしたことを申し上げられないのですけれども、はっきりし次第皆さんに公表できると思うのですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、今の件に関しましては、よい方向に進めていただくようお願いいたします。

続きまして、農業振興について地域整備観光課長にお伺いします。我が国の遊休農地は8.4%を超えているということですが、農業限界地域の長瀨町ではさらにそれを上回っていると推察されます。その理由として考えられますのが、農業従事者の高齢化や生産物の販売拠点の欠如等があります。

そこで1番目、地域ブランドの特産品開発と援助、2番目、農地の集約化による生産性の向上、3番目、販路の拡大、4番目、意欲的に働ける農業従事者の確保についてどのような施策を進めているのか、簡単に結構ですので、お伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

4点のご質問でございますが、まず初めに、地域ブランドの特産品の援助ということでございますが、従来からミツバやタラノメ、原木マイタケなどの作物栽培の奨励やハヤトウリの漬物、切り干し芋などの加工品を試作し、町の特産品に育てよう取り組みがなされてまいりましたが、余り成果が出ていないのが現状でございます。現在はJA支部長瀨支店女性部で梅漬けや福神漬け等の加工品の開発を行い、さらには手づくりコンニャク、ユズコショウなどに取り組んでおり、農業の6次産業化を図っております。長瀨観光ブドウ組合では秩父限定栽培のちちぶ山ルビーを植えつけ、本年度は数軒の農家で販売されております。また、農業委員会の視察研修におきましては、渋皮が簡単にむけることで評判のぼろたんというクリについて長野県内に調査をしてまいりました。さらには、エゴマや山芋などの栽培を奨励していきたいと考えております。

次に、2番目の農地の集約化による生産性の向上につきましてでございますが、国は平成22年3月に決

定しました食料・農業・農村基本計画において、食料自給率の目標を50%として、農地除外の抑制や耕作放棄地の発生抑制等によって優良農地を確保しようとしております。当町では農業を意欲的に担う農家は極めて少ないのが現状であります。平成25年度策定目標の人・農地プランによって1地区でも取り組みが始まり、地区内の農地の集約化が図れば、生産性の向上につながるものと期待をしております。

続きまして、3点目の販路拡大につきましてでございますが、現在農産物の販路といたしまして、JA長瀬農産物直売所と農家の庭先での販売や無人販売が行われているのが現状でございます。しかし、地元長瀬直売所の出荷販売は毎年少なくなっており、JA長瀬農産物直売所は新たに建設されるガソリンスタンドの一部に配置され、現在営業しているプレハブ施設の面積よりさらに小規模になると聞き及んでおります。こうした現状を踏まえ、新たな販売網の整備をしないと長瀬町以外での販売にますます拍車がかかり、農業が衰退し、遊休農地が増加することが予想されますので、関係者と知恵を出し合い、直売所の整備や地産地消と販路の確立が図れるように検討してまいりたいと考えております。

最後に、4番目の意欲的に働ける農業従事者の確保につきましてでございますが、産業としての農業では不安定な労働や年間2,000時間を超える労働時間の問題、所得の低迷などによって他産業との格差が広がり、農業経営を諦めて他産業に移る農業者が多く、販売農家は現在45戸と減少しており、農家の跡継ぎはなかなか農業に就業できないという現状があります。こうした現状を打開するため、国は農業の担い手、農地の確保のため基礎農地プランを各自治体で作成するよう進めており、農地集積協力金の交付や、45歳以下で就農または就農を予定している青年農業者に青年就農給付金の交付など支援を実施しており、平成25年度からは、農地集積協力金の交付該当が稲作や大豆などの戦略作物だけでなく、一般畑作物や果樹でも交付の対象となることとなっております。

農業経営を志す者がいない場合、田畑は荒れ放題となり、鳥獣被害の増加と農村環境の崩壊が進み、生活環境が悪化すれば限界集落と言われる地区が発生することも予想されます。こうした問題の対策として、秩父地域で所得率の高い農業経営であるブドウやイチゴの観光農園経営、近隣のJA直売所や道の駅の直販所など販売施設の活用などを農家に働きかけ、6次産業も進めるとともに、農業者の生活基盤充実も必要と考えております。農業従事者が意欲を持って経営できる環境整備は大変難しい問題がありますが、関係者と話し合いを進め、農業者の確保を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、本年度予定しております人・農地プランのアンケート調査の結果を分析し、今後の長瀬町の農業振興の方針を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、地域整備観光課長に伺いましたけれども、農業問題は日本では大変厳しい問題ということになると思います。日本じゅうの農業で、全就業者数の農業従事者は5%と。生産額はGDPの1%というふうなことになっておりますので、農業はもうからないというのが国民の中にも浸透してしまっているのではないかと思います。その中で特に農産物の特産品化についてですが、町でもあれやこれやで苦勞はされているということは重々承知しています。私も以前の議会するときにもやはり、「長瀬」の「瀬」をもじったとろろ芋はどうかとか、コンニャクはどうかとか、小麦をつくって、うどんをというふうなこともお話ししましたけれども、なかなかそれは農業従事者のほうに回っていかないというのが現状かと思えます。

そこで、一例ですが、当町井戸出身でことし亡くなられました井上重治農学博士はアロマセラピーでは

日本の権威者であります。多分アロマといったらば井上先生ということで、出版物も多く出されております。秩父で井上先生はハーブや桑の実を商品化したいと。特に桑の実はずばらしいエキスがあるというふうなことで、今現在両神でも桑の実をジュースにしたり、ジャムにしたりしております。これは難しいと思いますが、郷土長瀨の先達の功績を商品化するというふうなことも地域ブランドの奨励ということにつながるのではないのでしょうか。特に桑が伸び放題になっている遊休農地ですか、そんなふうなこともありますけれども、これで商品化して遊休農地がなくなるということはないと思いますが、とにかく町として援助をして、先ほど販売農家が45戸というふうなことだったのですが、平成17年には61戸だったのですが、どんどん減っているという現状ですので、歯どめをかけるためにぜひ。先ほども言ってもらいましたが、地域整備観光課としてこれをやっていきたい、具体的にこういうふうにしていきたいというのがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

長瀨町の特徴を生かした特産品の販売の開発ということで何かないかということでご質問なのですが、今ちょっと考えておりますのが、なかなか行政も専門家ではございません。それですので、できましたら特産品の開発支援事業の補助金というようなものを設けまして、その特産品をやってみたいという方がおりましたら、例えば対象事業費の2分の1補助とかそういうことで、いろいろな、やってみたい、こういうものを考えているのだという方が中にはいると思いますので、こういう補助金もできたら使って、民間の活力も利用して、なるべく長瀨の特産品がいいものができればというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これは先ほど課長に答弁していただきましたので、町長にお伺いしたいと思います。

課長の答弁の中で、JAの販売所がもっと極小になるというふうなお話だったので、え、あれがまた少なくなるという、それではどこで売るのだと。皆野に持っていくのかと。皆野にやたら長瀨の人が持っていくということも多分できないのだと思うのですが、皆野はJAの販売所が道の駅というふうなことになったということなのですが、これはちょっと私がよく聞く方の話をさせていただきます。

先祖から受け継いだ農地を簡単に手放すわけにはいかない。国民年金だから食うのが大変だ。作物をつくって売る場所がないので、現金稼ぎにならない。せめて作物を売って肥料代くらい稼ぎたい。おれの代が終われば若い者はくわを持たないだろうというふうな話を高齢の方からよく伺います。そこで、以前町長にも、町として直売所を建設する、または援助したらどうかというふうな質問をしたことがあるのですが、前回答弁では、長瀨地内の空きブドウ畑を鉄道が駐車場として、その一角に直売所を云々というふうにお答えいただきました。しかし、その後進展を見ないうちに、皆野JA直売所が道の駅となりました。長瀨の地名を生かした道の駅建設、これは難しいのか。できれば私はそれが一番ではないかと思えます。また、観光面でも長瀨地域中心は否めません、町全体として考えると。そこで、できれば長瀨から離れた樋口地域内への直売所建設や援助ということ、農業振興策としてできないのか、これをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今村田議員から、この前の議会、その前でしたか、のことお話ありました。私たちもそれ真剣に考えたのですが、やはり観光地、観光業者との兼ね合いというのが非常に難しいということ

になりました。秩父鉄道が土地を借りている駐車場につきましても、あの辺を生かして使う方法というのを考えたわけでございますが、これも観光業者との兼ね合い。農産物を観光業者と完全に切り離しができるのかどうかという問題も、非常に時間をかけて考えていかなければいけないという話になりました。

樋口地区というご提案がありました。これは真剣に考えていますが、かなり前までは樋口地区は、野上町といったときには農産物の生産量が一番樋口地区が多かったという現実が私の記憶ではあると思うのです。だから、この辺もですけれども、ただ国道140号を通ってみますと、お客さんがとまるところというのが魅力のあるところがないのですね。この辺をどういうふうと考えられるか。例えば、矢那瀬地区なら矢那瀬地区というようにところに例えば拠点をつくって、できるかどうかということ。これから地域の人たちも含めて一通り検討してみます。そういう方向があれば、ご提案でございますから、そういう方向でいけるかどうかということについては、町としても町の将来構想の大きな一端でございますから、この辺も考えていきたいというふうに思っています。全体をもう一度再度検討して、適地を見つけていきたいと思えます。少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 観光行政について町長にお伺いします。

ことしの観光客数は昨年と比べて2割程度減っているというのが観光に携わる方々の専らの話です。町ではこの現状をどのように捉え、現状打破にどう取り組んでいるのか伺います。また、長瀨町の観光の将来的な展望と重要施策を伺います。これも簡潔明瞭でよろしいので、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

観光客の入り込み客数につきましては、毎年暦年の集計を3月中に取りまとめまして、県等に報告しております。平成24年の入り込み客数推定値はまだ取りまとめができておる段階でございますが、長瀨駅や宝登山ロープウエーの乗降客数、船下り3社の乗客数等々の実績につきましては、実数として集計をしております。この数字を10月末の集計と比較いたしますと、対前年度比12.7%の減少となっております。今、ことしの観光客数の減少の原因といたしましては、1、2月につきましては、ロウバイの開花おくれや、開花後すぐに花が散ってしまったというようなことで、ロウバイでの集客数が減少し、ゴールデンウィークの長雨による影響、平成23年7、8月期が福島第一原発事故によります東北地方への観光客の回避や、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン掲載のマスコミによるPR効果等によりまして平成22年度と比較して34%程度増加していたものが平年並みに落ちた、落ちついたというふうな分析をしているところでございます。夏場の観光客数は、観光誘客は、毎年のように酷暑となる気候を考えますと、従来型の景観観光では限界があるものと認識をしております。気軽に水と遊べる親水公園や体験型のアウトドアスポーツなどによりまして、涼を求めるニーズを取り込むよう検討していくことが必要なのではないか。例えば、ラフティングだとかそういうものを積極的にやっていくということが一つの方法だというふうにご考えておるところでございます。

最後に、今後の重要施策でございますが、南桜通りを観光道路、実は町道と申してもいいと思えますが、として再整備することや、緑の村周辺の一帯の再開発、蓬来島公園周辺の整備をすべく、蓬来島の周辺整備というのは、県のほうから蓬来島を長瀨に引き取ってほしいというお話をいただいたことが原因でございますが、そのことにつきまして平成25年度で5カ年計画との開発計画を策定いたしまして、順次整備を進めていけるものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現状のままで何もしなければ、観光地間の競争に負け組になってしまうということが大いに考えられますので、これからも前進できますように鋭意努力、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、その「長瀨」という名前にあぐらをかいてはいけない。業者と、それから町が一体となった推進計画を立てていかなければいけないというふうに考えております。これからもそういうふうにしつかりした地盤整備をやっていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、町長から、長瀨という地名にあぐらをかいてはいけないと。また、これから緑の村や蓬来島を新たに観光地化していくという将来的展望があるお話を聞いて、大変うれしく思っております。

さて、そこで今度は地域整備観光課長にお伺いしますけれども、これはるるぶトラベルの人気観光地アンケート調査で埼玉の観光地ベストトゥエンティで、長瀨は第16位という結果が公表されております。私もそれを見て、え、16位、本当なのかなという感で、予想を大きく下回ったので唖然としたのですが、これはごく1業者のアンケート調査ですから何とも言えないと思いますが、まず自分なりに考えてみましたら、町全体で活気ある観光地長瀨を目指すということが必要なのではないかと思います。長瀨は天下の景勝地。また、地質学発祥の地として学術的価値も大変高いという。にもかかわらず観光客がやや減っているというのは、やはり観光行政にも問題点がありはしないかと思います。

1点目として、観光行政が町主導なのか、それとも観光協会に任せているのか、ちょっとここは甚だ曖昧なような気がします。この点につき、1つ伺います。

次に、まず以前にも質問しましたが、だれにでも優しい観光地というふうことで、遊歩道の整備であるとか、宝登山神社への高齢者または障害者の登り口がないということで、玉泉寺のほうを通らせてもらう道への案内板の設置、または岩畳へおりてもしようがないだろうけれども、あの階段はおりられない。消防道路のほう案内板を立てて、障害のある方でも岩畳に触れることができる、そのような観光施策をやっていただけるのか、進捗しているのか、その点について2点お伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めに、観光行政については、町が主導か、観光協会が主導かということなのでございますが、主導につきましてはあくまでも町でございます。観光協会の監督責任が町にありますので、町が主導で行っております。ただし、町、その中でもすみ分けをさせていただいております、ハード部門、基盤整備につきましては町が主で、ソフト部門につきましては観光協会がある程度主で実施しております。その観光協会が行うソフト事業につきましても、町でも一緒に考えていくということで進んでおりますので、観光行政につきましてはあくまでも町が主導ということで実施をさせていただいております。

それと、2点目の誰にもやさしい安心、安全な観光地ということで、前々回ですか、質問がありましたことなのですが、まず宝登山神社のところの車いすで上がるための看板なのでございますが、これは過日宝登山神社、それとあと玉泉寺の代表とも話をしまして、看板つけることにつきましてはいいですよということで了解をいただきました。神社の境内の中でございますので、なかなか町で立てるということができませんので、立てるのは観光協会を立てていただくということで話がつきましたので、近々つくと考えております。

また、消防道路、岩畳におりる消防道路につきましては、斜面が急で、手すり等もまだつけられない状態ですので、危険な場所でもありますので、ここを町で案内するというのはなかなかできない状態ですので、現在に対応しておりませんが、また観光協会ともちょっと協議をしまして、もしつけられるようなことになればつけていきたいと考えますが、今のところ手すり等ちょっとありませんので、落ちると危険ということもありますので、現在は設置、そちらにバスから積極的に案内することはちょっと考えておりません。

以上でございます。

○2番（村田徹也君） 観光について今さらこんなことを言ってもしょうがないと思いますが、観光の目的というのは、楽しい気持ちになりたい、癒やされたい、ゆったりした時間を過ごしたい、体験したい、現在こういうものが観光を引っ張る力になっているそうです。長瀬の観光は長瀬地区がメインになっておりますので、上長瀬から矢那瀬までを1つの動線として捉えた観光行政が必要なのではないのでしょうか。例を挙げますが、長崎平和公園像作者の北村西望が戦後疎開した高德寺なども、案内板はありますが、駐車場もなく、行くのは困難と言えます。非常に大きな看板が立っていますよね。蓬来島もボランティアの方々に案内標識を立てていただきましたが、今現在では実際には訪れにくいと。これは5カ年計画で整備していただくということで、大変うれしいことです。

あと、私は賛同できないことですが、復興予算の一部が使われた、3カ国語が聞けるという案内標識板も、長瀬地域を外れると余り機能していないような気がします。全町民が、住みよい、美しい、誇りの持てる町と自覚できない限り、動線の観光地は意識できないのではないのでしょうか。町全体を魅力ある観光地として、動線の観光地化をどのように推し進めるプランをお持ちか、お伺いしたいと思います。

もう一点、観光のピーク時、月の石の効用もそうだったのですが、上長瀬から長瀬駅間の桜道の人、車の混雑等を考えると、誰にでも優しい観光地とは言えないような気がします。町道ではないとはいえ、地権者と交渉することも必要ではありませんか。また、混雑時だけでも一方通行を実施するとか、車の進入を禁止するとかできないのでしょうか。通行規制にかかわる近隣流地域の住民のアンケート調査を行ったことはあるのでしょうか。このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、町全体を観光として考えた行政、観光行政はできないのかということですが、現在いろいろ、長瀬地区だけではなく、これから5カ年計画の中でも井戸地区を今後整備していくというような計画もございます。ただ、町全体を一回で、一度に全て整備するということはなかなか難しいのが現状でございますので、少しずつエリアを広げていって、最終的には、矢那瀬が最終かどうかわからないですけども、最終的には端から端までを何かしら観光の場所として使えるような施策を考えていきたいと思っております。

それと、ピーク時の上長瀬から長瀬間の通称南桜通り、その混雑でございますが、これも先ほど町長からもありましたが、この5カ年計画の中でその南桜通りを観光道路、通称観光道路、今町道になっておりませんので、秩父鉄道の敷地でございますので、秩父鉄道とも協議しまして、町道として認定して、もう少し広い道、歩道がしっかりした道を計画していきたいと考えております。

また、この5カ年計画はいろいろなほかにも事業がございますので、検討委員会等設置しまして、どんなものをつくっていくか、どんな歩道がよいかというものを検討しまして、5カ年で事業を進めていくよ

うなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ですから、今現在まだ上長瀨から長瀨の混雑については特に何をするということもやってはひませんので、その計画の中でどういふふうにしていったらいいかということを検討してまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 行財政運営の確立について町長に伺ひます。

第4次長瀨町総合振興計画後期基本計画の「計画的な行財政運営の確立」では、地方分権の進展や、限られた財源の中で複雑、多様化している行政需要を積極的に取り上げ、地域的課題を解決し、住民福祉の向上を図り、町民の高度化、多様化する行政ニーズに対応するために、行政の効率化、財政健全化の推進、地域経営感覚のある職員の育成を施策の方向に掲げていますが、具体的にどのような取り組みをしているのか伺ひます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

第4次長瀨町総合振興計画におけます具体的な取り組みについてにかかわるご質問でございますが、まず総合振興計画は当町が町政を運営する上で最上位に位置する計画でございます。この計画に沿って各施策を展開していくものでございます。したがひまして、岩田議員のご質問にござひますとおひ、計画的な行財政運営の確立ということの具体的な取り組みでお答えということになりますと、行政の効率化といひましては、小さなことだと思ひますが、税金のコンビニ収納を導入し、納税における利便性の向上をさせた、住民サービスの向上を図ったということがわかりやすいような1つの例だといふふうにごひるところでございます。

まず、地域経済感覚のある職員の育成といひましては、職員の職位に応じた研修によりまして地域マネジメント能力の向上を図りまして、住民に提供するサービスが住民ニーズに合致したものであるか、また費用対効果の精査など必要性や効率性などを総合的に勘案し、真に必要とされている取り組みが実施される職員の育成に取り組んでいるというのが概略のお答えになるといふふうにごひております。基本構想の長期計画の中にありますまちづくりの基本理念というのを申し上げますと、若い世代が定住するまちづくり、安心と安全に暮らせるまちづくり、美しい自然を生かしたまちづくり、地域の支え合いと思ひやりのあるまちづくり、町民との共同参画によるまちづくり、先ほど申し上げましたような、抽象的にはなり

ますが、そういうものを中心にして計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま町長よりお話をいただきましたが、いろいろ抽象的、はっきりしないというか、これというものが少ないのかなと思います。その中で、時代の変化や計画を実行したことなどにより、内容も変わるものだと思いますが、私が見るからに、今回の後期計画は平成19年のものとほぼ変わりのないように思えます。その中でも、「経常経費の効率化」の「必要最低限の経費で最大の効果が出せるように努め、経費の効率化を推進します」や、「人事評価制度の導入」の「職員の能力向上のため、職員が職務を通じて発揮した能力や意欲、実績を的確に把握できる新たな人事評価制度の導入を図ります」など、進めたほうがいいのではないかとと思われるような部分が今回の後期計画ではなくなっているようですが、こちらは職員に周知徹底できたとか、新たな制度を取り入れたとか、何かあったのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のご質問の答えは、当然町の職員の職位というのがございまして、それを懸命に努力をし、町のために一生懸命働く人間についてはそれを重く受けとめて、上に上げて総合的な職位につくというようなことを考えておりまして、それは感覚の問題ではなくて、実績になってくると思っています。その地域の与えられたポジションをしっかりとできるかどうかというのを私たちは見定めて、職員を上へ上げるとか、そのままに据え置くとかということになるかと思っております。感情を抜きにした実績を評価したい、そういうふうな考えて、町の職員は懸命に働けばそれなりの評価を与えていただけるというような、そういう環境をつくってやっていっているつもりでございます。評価をする中にはいろんなことを言われる方がおいでになります、そういうことのないような冷静なことを考えてやっているつもりでございますが、皆さんが見ていかなものかというのは、評価は皆さんにお任せをしたいと思います。

そんな状況でございまして、町としては、小さな町で、職員が本当に全体を見られるということは、ほかの大きな町の部分的な仕事だけやるということではなくて、総合的な仕事を勉強できる上では、ある意味では小さな町のいいところではないかな、そんな思いを持っておりまして、そういう意味では総合的な力を発揮できる職員の育成というのができつつある。私はできたとは思いませんが、できつつあると、そういうふうに思っています。それを勉強するかどうかというのは職員のこれからの大きなテーマだというふうに考えておりまして、叱咤激励をしながら、小さな町のいいところというのは頑張っようという思いを持って今まで来ましたし、これからもそれを頑張っようというふうに思っているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 評価についてなどいろいろと意見があるようですけれども、やはり地方公共団体も会社組織を見習い職員一人一人のコスト意識を徹底し、組織を挙げてさまざまな手法により経費の節減、効率化に取り組むことが大事だと思います。

また、評価されなくても頑張るのは当たり前のことですが、新たな人事評価制度を取り入れることで職員がモチベーションを高く持ち、創意工夫を凝らし、常に問題意識を持ち、よりよい行政にしよう切磋琢磨していくのではないのでしょうか。実際に、頑張っようしても何も評価されないのと、頑張らなくても同じ評価でいられるのでは、頑張っようしている方の意欲がそがれると思います。

そのような中で職員提案制度の活性化というものを取り入れているようですが、これはいつごろから始

めて、現在のところどのような提案があり、効果はどのようなのでしょうか。

また、この職員提案制度に対する評価とか、そういったものはあるのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員の再質問で、提案制度ということで、次の板谷議員のご質問の内容と重複するかと思いますが、私のほうでちょっと実績等につきまして、事務的なことになりますので、申し上げさせていただきます。

職員の提案制度につきましていつからということがまず1点目かと思いますが、定かではないのですが、十数年前、もう20年ぐらいは続いているのではないかと記憶はしてございます。特に制度当初は何か、こういうことに対して提案してほしいとかという時代もあったとも記憶しておりますが、日々事務改善とかそういう中で提案してもらったりしているところがございますが、件数といたしましては、紙ベースではなかなか最近は出てこないのが現状でございますが、日ごろから行っているものとしたしましては、6月議会のときにもお答えした記憶はございますが、効率化といたしましては、コピー用紙の裏面使用ですとか、駐車場内の公用車のとめる位置の番号表示ですとか、最近ですと、ことしちょっと職員が自主的な試み等で省エネ対策といいますか、ゴーヤを植えてみたりとか、そういうのも提案の一つということで認識しております。具体的に件数という、なかなか申し上げられないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今総務課長にお話をいただきましたが、多分初めのころよりだんだんとそういった大物、提案制度の提案も少なくなってきているのかなとは思いますが、ほかの市町村でもやっぱり始めた年には数件あった応募も、次の年から全く応募がなかったりなどで、提案等の対象範囲を広げたり、提案強化月間を設けたり、効果が大きく町政にいい影響を与えると期待される提案等の提案者に表彰を行い、提案者全員に褒賞を与えるなど、制度の見直しをしているようです。分権時代への対応と強化、財政健全化など、職員には新たな課題や難しい課題に果敢に挑戦していく高い意欲が求められ、そのためには挑戦の成果を正当に評価し、さらなる挑戦を促す必要があると思います。

最後になりますが、議会の初めに町長より雇用促進住宅の購入についてのお話もありましたが、こちらでも利用方法によっては町の再生、活性化をさせるいいチャンスなのかも、ではないかと思えます。ぜひ視察、会議等を重ねて、いいものになればと思います。

今わかる範囲でよいのですが、19年に策定された計画にも、将来的に見込まれない町有財産は処分する必要があるとあり、今回の後期計画にも同じことが書かれておりますが、この五、六年の間にどのくらいの財産の処分があり、現在の町有財産はどの程度あるのでしょうか。わかる範囲でよいのですが、今後の活用方法は考えているのか意見をお聞かせいただき、質問を閉じたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

町の財産ということで、行政財産、公の財産、公共的に使っている財産以外で普通財産という形で持っているもの等になろうかと思えます。具体的には、蔵宮団地跡の定住促進で分譲しているところ、具体的にはちょっと面積等把握しておりませんが、そちらの売却処分等があります。あと、細かいところでは、現在進行中の用地等も、まだ、面積等を測量して今後売却予定の用地等がございます。あとは、林道葉原、井戸地内の立木ですか、そういう財産処分等も記憶してございます。その他は、賃借料をいただいたりし

て貸している施設等、具体的には野上の医療生協のステーション等ですか、歯医者さん跡と申しますか、そちらの土地等があります。具体的な数字等を申し上げられないのですが、そんな状況でございます。
以上です。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ちちぶ環境基本計画について町民課長にお伺いします。

11月22日に長瀨町環境審議会が開催され、ちちぶ環境基本計画（案）が説明されました。この計画どおりに推進されれば、秩父圏域の環境はすばらしいものになると思います。しかし、この基本計画をつくるのが目的化して、「つくりました」が、イコール「できています」となってはいないでしょうか。この計画をうまく使うことができなければ、「できています」とは言えないはずで、そこで、当町は率先してこの計画を積極的に取り組むようにしてほしいが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

ちちぶ環境基本計画は平成25年度から10年間の計画で、今後当町における新たな環境政策の指針となるもので、5つの基本目標を柱とし、その下に個別目標と環境施策を掲げております。この計画を推進していくためには、議員ご指摘のとおり、この計画には進行管理が重要と考えておりますので、計画に基づいて取り組みが展開されているかどうか、また取り組みの結果、環境目標が目標に向かって改善されているかを点検、評価し、その結果をもとに見直しを行い、反映させることが重要と考えております。また、点検評価に当たっては客観性を持った判断を行うため、数値化できるものについては環境指標や取り組み指標を用いて状況を把握していくことが必要と考えております。

以上のことを踏まえ、ちちぶ環境基本計画がよりよい実効性のあるものとするため、1市4町の職員で構成される（仮称）ちちぶ圏域環境委員会幹事会等において、PDCAサイクルの考え方にに基づき、本計画の進行管理や取りまとめ等を行います。また、計画全体を点検、評価を行うための機関として、現在仮称ではございますが、ちちぶ圏域環境委員会を受け、本計画の実施状況や見直し等について評価や助言を行うことによって計画全体の効果検証を行い、社会情勢や環境情勢などにより、必要に応じて見直しを行い、各市町の環境審議会に諮問、答申等を行い、計画が実効性のあるものとなるため、圏域全体で連携して広域的な環境への保全等を図ることとなっております。また、環境分野は国の新たな成長を目指す重点3分野の1つでもあり、新たな雇用につながると期待され、町としても環境基本計画を重点政策と捉え、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 広域的に物事を考えるのは結構なのですが、長瀨町として何ができるのか、その辺あたりをやっぱり見てほしいなという気はいたします。ということは、あの基本計画の中に書かれていること全てのものをやるということは、長瀨町に合っている部分もあるし、合っていない部分もある。その中で、やっぱり生活環境におけるごみの問題だとか減量化の問題だとか、そういう身近な問

題を率先してやっていって、そういう取り組みをしてもらって、その中でやっぱり結果が出るようなものを先に進めていかれたほうがよろしいのではないかなという気がいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 議員のご指摘のとおり、長瀨町の特徴は十分踏まえまして、この下に環境ワーキンググループという職員のグループがあるのですけれども、そのグループで、長瀨町での意見、こういう環境の全体的な意見がつながるよう、長瀨町に少しでも、その上に幹事会があるので、またそこでも意見が言えるように、ちゃんと長瀨のこういう議員の皆様方の意見を踏まえまして、そういう意見を発していただき、ご提言を十分活用できるようにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） この件に関しては、前向きにいろいろやってもらえるというふうに判断いたします。

次の質問に移ります。脳トレ塾開催について健康福祉課長にお伺いしたいと思います。11月の「広報ながとろ」に、脳を鍛える脳トレ塾開催の案内が掲載されました。高齢化社会が現実的になっている現在、非常によいことだと思いますが、この塾を開催しようとした経緯と目的、最終的に何を求めているのかをお伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 脳トレ塾に関する板谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、脳トレ塾開催のきっかけですが、これは平成23年度に実施いたしました生活機能評価基本チェックリストの結果によります。この調査は、高齢者の日常生活の機能を評価し、要介護状態になるリスクを予測することを目的に開発された質問表で、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知、うつに関する28項目の質問を行い、老化の程度や生活能力の衰えを把握し、介護予防事業における2次予防対象者を決定するための調査で、65歳以上の方を対象として実施いたしました。この調査結果によりますと、674名の方から回答をいただき、このうち約3割の方々が、物忘れがある、生活に充実感がないなど、うつあるいは認知症予備群と判断される状況にありました。そこで、町といたしまして認知症を予防することを目的とし、24年度から「脳トレ塾」と題した事業を取り入れたところです。

脳トレ塾の内容は、市販の教材を使って簡単な読み書き、計算をするもので、65歳以上の町民の方を対象に20名の定員で8回実施する予定で、既に12月8日から塾は開催されております。

今後は、今回の経験を生かし、運営方法や開催場所などを検討しながら進めようと考えております。最終的な目的といたしましては、脳トレ塾などにより、脳と精神の健康を、元気モリモリ体操などにより、肉体の老化を防ぐことにより、健康で長生きができる、高齢者に優しいまちづくりを目指しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 私もこの前ちょっと参加させてもらった経緯がございます。65歳以上が2,400人、長瀨町ではもう。その中で、今20人くらい的人数で開催されたという。残りの二千何百人のことも一応考えるべきかなというふうに思います。確かに、アルツハイマー型の認知症の予防には脳トレは最高だというふうに聞いております。また、家族と同居している人より、ひとり暮らしの人がそういう感じの方が多いというふうにも聞いております。高齢者の増加に伴って、介護給付費も抑制できるかなというふうに思います。ただ、これだけ的人数を一遍に、どんどん、どんどん高齢者がふえてくる中で、やっぱり20人足

らずの人間がそれで脳トレをやって、残りの人たちは果たしてどうなのかなど。逆にその脳トレをできるような体制というか、地域地域の区長さんをうまく教育するなり何なりして、町全体が脳トレ塾になるような形のを私は提案したいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

脳トレ塾が町全体に及ぼすようにというようなご質問になるかと思えます。今回開催しています脳トレ塾には、サポーターさんということで、健康福祉に関係する事業にお手伝いをいただく方も多く参加していただいております。このような方に脳トレ塾を経験していただいて、先ほどの回答でもお話ししたように、今後いろんな運営方法や開催場所を考えるということでお話ししておりますけれども、今は保健センターで行っていますが、地区に向いた塾の開催とか、そういう方法もとれると思えますので、その辺また改めて検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よろしくお願ひいたします。

次に、提案制度について総務課長にお伺ひしたいと思えます。1番議員からの質問の中で回答してもらった状況がそうかなというふうに思えます。そこで、なぜ活性化できないのかということについて検討されたことはございますでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 最初から。

○3番（板谷定美君） ごめんなさい。この答えはもう1番議員のときに出ているのですよね。

○議長（大澤タキ江君） でも、通告に沿って。

○3番（板谷定美君） 済みません。では、最初からやり直します。

平成24年6月定例会で、町民から幅広く町政への提言をもらう町への提案制度や、職員の事務改善を促すための職員提案制度は有効に活用されているかを質問しましたが、その後の提案制度の活性化状況をお伺ひしたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員の提案制度についてのご質問にお答えいたします。

6月定例会以降の状況ということでございますが、繰り返しの言葉ですけれども、町への提案制度につきましては、町政の効率的、効果的な運営に役立てるため、町民の皆さんに日ごろから思っている提言や要望などを伺い、まちづくりに反映していく制度でございます。皆様から寄せられたご提案の一部と回答の要旨につきましては、昨年度のを翌年度の長滞5月号に掲載し、お知らせしております。また、ご提言やご要望を寄せやすいように、「広報ながとろ」、ことしは7月号に切り取り式の封筒等も掲載しております。そのほか電子メール等でも受け付けしている状況でございます。今年度は5件という、今のところ件数となっております。

また、職員の提案制度につきましては、職員が日ごろから感じている問題点やアイデアを提案することにより、事務の効率化と町民サービスの向上、また職員の事務事業改善に対する意欲の向上を目的に実施しているものでございますが、職員意見をくみ取り、全庁的な活動につながっていくような仕組みを検討しておりますが、なかなか提案が具体的なものとして上がっていないのは実情でございます。しかしながら、計画策定の際ですとか、いろんな業務を行っていく上で、それぞれが個々に事務改善等を行っている

のは事実でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 大変失礼しました。

まず、町民からの提案ということに対して、今まで5件といいますけれども、その対応というのは結構されているのでしょうか。

また、あと事務改善を促すための職員提案制度というのはもう出尽くしたのではないのでしょうか。住民の満足度が向上するとは思えないような提案制度ではないのかなというふうに感じますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。

まず、2点あったかと思いますが、1点目の住民の方からの提案制度でございます。今年度5件と申し上げましたが、提案というか、意見、要望等を含めてになりますけれども、数点申し上げますと、公務員の守秘義務が守られているのかどうなのかというようなご意見の中で、具体的にどういうケースかとまでは書いていなかったのですが、個人情報の保護、特にいろいろ財産面ですとか個人の情報というの役場は持っておりますので、その辺は服務規律の徹底を図るように、守秘義務の徹底を図るようにと、その辺職員の情報、掲示板等に流しましたり、課長会議等で各課長に徹底したり、職員に朝礼等でも、機会あるごとに、その辺は徹底してほしいというような伝達はしております。

また、昨年もことしもあったのかと思うのですが、路線バスの運行等はどうだろうかというお話等もいただいております。秩父定住自立圏の中で検討していくというお話もあったところなのですが、現実なかなか、長瀬地域ですと比較的鉄道路線が真ん中を通っているということで、バスというよりは、場合によると今後ワゴンとか、そういうのも考えられるかもしれないのですが、なかなか進んでいない状況であります。しかしながら、商工会のほうでお助け隊ですとか、シルバーのほうの介護福祉タクシー等もあるということで、その旨等を回答してございます。

続いて、職員の事務改善が出尽くしたのかどうなのかということでございますけれども、行政事務につきましては、毎日、毎年といいますか、日々変化しております。情報化の進展等も含めまして、過去のものになっていたり、新しく事業が起きたりとか、その辺は日ごろから業務を簡素化、効率化することによって時間短縮を図るですとか、情報共有を図って効率的にするですとか、例えば各種様式の標準化ですとか共有化、また経費の節減にはどうしたらいいのかと。当然資源の再利用ですとか無駄使いをやめるというのが、日々職員もコスト意識というお話もいただきましたけれども、持って対応していくのは務めかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 提案制度の目的ということについてちょっとひらめいたので、言いたいと思います。

まず、創意工夫を広く奨励し、これを活用することによって社員や職員の経営参画意欲を促進して、職場の高揚を図ることを大体目的としているのが普通だと思います。そこでちょっとお願いなのですが、例えば町として職員の政策提案制度というような形のもの、取り入れたら結構提案制度もできるものではないでしょうか。トップが政策課題を随時決定して、それに沿った提案を募集し、自由な意見交換

を行うことによる組織の活性化とかはどうでしょうか。そういうものも取り入れることは若い職員なり職員の活性化につながるとは思いますけれども、検討してみたいかでしょうか。

最後に、3月11日の東日本大震災では、役所の存在意義の大きさと、職員がその使命を貫くことのとうとが現実のものとして深く胸に残りました。日ごろどんなにお役所仕事だと言われることがあったとしても、地域が災害に遭ったときなど、住民が本当に困ったときに最後に頼るのが役所です。そのときいかに本領が発揮できるかは、それぞれの職員の底力にかかっています。

これで質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 回答はいいですか。

○3番（板谷定美君） いいです。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 質問します。ゆるキャラの作成について地域整備観光課長に質問します。

今、県や市町村が作成するご当地キャラクターのゆるキャラが注目されていますが、観光を目玉とする長瀨町でも、町民や観光に訪れた人々が親しみを感じ、愛し、喜んでもらえるようなゆるキャラを作成して、集客や注目度アップを目指すことも必要であると思いますが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

いわゆるゆるキャラの定義を申し上げますと、緩いマスコットキャラクターの略で、イベント、各種キャンペーン、まちおこし、名産品の紹介などのような地域全般の情報PRを行うもので、一般的にゆるキャラとして認められるものは3つの条件を満たしていると言われています。

1つは、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、2つ目が、立ち振る舞いが不安定かつユニークであること、3番が、愛すべき緩さを持ち合わせていることの3つだそうです。

埼玉県では、平成22年1月12日に発表した埼玉「超」観光立県宣言において、ご当地キャラクターは70体にするという目標数値が設定されております。現在埼玉県内ご当地キャラクター集団、ゆるたま応援団を編成し、団長のコバトンと85体の団員が活動しており、今後もその数をふやすものと考えられます。こうしたゆるキャラにつきましては、有名になりますと経済効果を見込め、全国的に最も有名なキャラクターの一つとして彦根市のひこにゃんがおりますが、2010年の彦根市への経済効果は228億円、グッズ販売でも8億円と言われております。また、最近人気の熊本県のキャラクターであるくまモンについても、グッズの販売で売り上げ約10億円を突破すると聞いております。

しかしながら、こうした経済効果をもたらすキャラクターは本当に数例だけで、制作費や維持費を考えますと、費用対効果はマイナスのキャラクターがほとんどではないかと思っております。以前、ゆるキャラを作成するための経費を積算しましたところ、デザインを一般に公募し、2体のゆるキャラを作成するのに約230万円程度かかるという積算ができました。町といたしましては、さまざまな効果のあるゆるキャラではございますが、長瀨というブランドを確立するには、そうしたゆるキャラを作成し、PRするという手段ではなく、町の魅力、地域の魅力により、全国的にPRを進めたいと考えております。ゆるキャラを作成

しますとゆるキャラ自体にスポットが当たり、長瀨というブランドがおろそかになるおそれが生じてまいります。幸い当町にはゆるキャラに頼らなくても魅力的な観光資源を多数持っております。こうした地域をブランド化することで観光客の集客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、再質問します。

1、2、3の要件を満たさなくてはいけないということで、考えました。そして、宝登山だったら「ほっとくん」だとか、長瀨だったら長瀨の3文字をとって「とろなちゃん」だとか「とろなくん」だとか、岩畳だったら「岩ちゃん」だとかいろいろあると思うのですけれども、それで、その中から1つを選んだらいかかなものかということは、町でやれとするのが、本当に観光協会でもそういうのでは町が主体になって、それから観光のほうに行っているということなのですから、これはさっき聞きしたら、頼むと230万もかかるという話なのですけれども、これはデザイナーさんとか何かすごくぼっているからそういう金額になるので、もっと安くできるとか、あとは、だから手芸クラブさんとか何かで、こういうデザインでどうと言えば、ちゃんとそんなような縫いぐるみか何かでできると思うのですよね。だから、そういうのから余りお金をかけないでゆるキャラをやらなければ。天下の勝地長瀨なのですよね。それで、地球の窓と言われる岩もあることですし、自然の博物館もあるので、少しぐらい、お金かけなくて、優秀な手芸クラブとか、あと公民館の講座とかの人たちに、こんなようなのいいのかねというので幾つかそういうのをつくってみて、これ、どうでしょうかというふうにいけばお金もかからなくて、最初からいつでも気構えてやってしまうとすごくお金かかるので、そんなのからだんだんとしていかないとうまくないと思うのです。

それで、ここに隣にいる5番議員さんが、もう20年ごろからゆるキャラどうか、どうかと言ったのです。それが今現実的にもなっていないということなので、さっき、こんなようなのでやったほうがいいのではないかという。やってくださいと言うと全然話が進まないの、そのぐらいの、こういう3つか4つのゆるキャラで、それで手芸クラブさんに相談してみてやったらいかかなものかと思っておりますので、そういうふうに関わりかけができるかできないか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 大島議員の再質問にお答えします。

今のご提言も参考にしながら、これから検討してまいりたいと思っておりますが、私が先ほど230万円と申し上げたのは、デザインを一般公募、全国ですね、をして、その中からいいものを選んで、そこから、多分普通に描くとそんなにうまい絵でもないの、それをデザイナーの方にマスコットとして使えるデザインに変えていただいて、それを業者の方にこういう形でつくっていただく。2体つくっていただく。例えば、募集した場合は、例えば1位になったとすると、景品というか賞品を出すとか、そういう金額が入りますし、全ての、大体1つのキャラクター自体で70万円ぐらいが今相場なのかなということになっております。今は昔と違って、中に空気を送るファンだとか、熱くなってすぐダウンしてしまうというのがなくなるように扇風機入っていたりありますので、そういう形でありますので、大体1体70万円ぐらいかかるのではないかという積算でございます。ですから、これ今後たまたま必要ということであれば、そういう方たちにも話をして、できるものであればやりたいと思っておりますが、まだ、まず一番初めにキャラクターのデザインというのを決めないと、本当にそれでいいのというような形にもなりますので、その辺はちょっと慎

重にやりたいと。もしやる場合は慎重にやりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 期待しないでいようと思っています。

次、2番に、事業の費用対効果について税務課長にお願いします。町では、納税の利便性を向上させるためのコンビニ収納システムの導入や町税の納期内納付を推進するための納税推進コールセンターを設置しています。これらの事業には年間730万円以上の事業費が計上されていますが、費用対効果を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

この2つの経費でございますが、ご質問のとおり、平成24年度の予算におきましてコンビニ収納関係で201万1,000円、納税推進コールセンター関係で537万円、合計で738万1,000円となっておりますが、費用対効果というご質問でございますので、平成23年度の実績額でご回答申し上げます。

実績額でございますが、費用でございます。コンビニ収納関係で182万5,113円、納税推進コールセンター関係で471万4,500円、合計で653万9,613円となっております。

これに対しての効果でございますが、まず納税の利便性を向上させるために平成23年度から実施しておりますコンビニ収納におきましては、収納額は6,296万5,804円で、約180万円の費用に対して6,300万円近くの収納がございました。この収納額は一般会計の現年分の普通徴収分の全体納付額の約1割となっております。全国のコンビニでいつでも納められることから、今後も伸びるものと思います。さらに、県内のほとんどの市町村でも導入していることから、効果は十分に期待することができるものと思います。

また、納税推進コールセンターでございますが、町税の納期内納付を推進するため、平成21年度から、一部22年度からセンター方式として実施しておりますが、全額緊急雇用の補助金を利用して実施しておりますが、現年分の納期後督促状を出す前に、お忘れではないでしょうかとセンターからコールするもので、平成23年度におきましてはコールした約9割が検討も含めた納付了承となり、そのうちの8割以上の方に実際納めていただきまして、その額は1,200万円程度となっております。このように、平成23年度におきましては、約470万円程度の費用に対して約1,200万円の収納がありました。

なお、県内でも徐々に実施される市町村がふえてきていることから、効果はあるものと思われま

す。いずれにいたしましても、この2事業の平成23年度の費用は約650万円で、これに対して約7,500万円の収納があったということで、これが一種効果と言えるものかと思えます。数字で見ると費用対効果は以上でございますが、納税における利便性、住民サービスの向上、行政の効率化が図られたとも思えます。今後も徴収率の向上と滞納額の圧縮に努めるため、引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） コンビニ収納額が6,296万、随分多いのですね。驚きました、実際に。もう少し少なく、三、四千万ぐらいかなと思ったのだけれども、その倍近い金額が納められているということは、言いかえれば、いかに役場が時間が短くて、お勤めしているときに納めに行けないからということも、言いかえればあるかと思えます。24時間営業だから、いつでも納められるということもあるかと思えます。

このコンビニの事業と、それからコールセンター、緊急雇用からで、町からのお金も一銭も出ていないということなので、こっちの緊急雇用のほうのコールセンターのほうは。それまた、緊急雇用のセンター

のほうが、お金はなくなっても、このコールセンターのほうは町の持ち出しでもいいから、引き続きすると思っているのでしょうか。それをお聞きします。

それから、コンビニのほうなのですけれども、コンビニにうんと納めてもらおうと、約1割と言いましたよね。1割ということなので、長瀨町のほうの徴収のほうと合わせるとだけれども、9月の行政報告書ちゃんと読んでくればよかったですけれども、県内で徴収率、これで行くと随分、少しはアップしたわけですよ。ですから、それをちょっと知らせてほしいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

まず、補助金がなくても次年度以降続けていくかというご質問だったと思いますが、担当課といたしましては、事業規模を縮小してでも続けていきたいと考えています。

それから、徴収率の関係でございますが、今持っている資料で申し上げますと、個人の町県民税の現年分につきましては23年度が98.9、それから22年度が98.3でございます。現年分については上がってございまして、固定についても現年分について97.2から97.85ですから、四捨五入しますと97.9という形で上がってございます。個人、法人、固定、軽自合わせた一般会計としての現年分につきましても、アップしてございます。

ちなみに、この23年度が22年度と比べまして、個人町県民税の合計でございますが、88.2から88.9%と0.7%アップしたということで、県内町村の部ですと1位で、先日も表彰を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 今、県内1位になったということで、職員さんも、それから町民の方も納税ということに対してすごく力を入れて、そしてまた、納めなくてはならないものは納めていただいているということ、よくわかってよかったと思います。これからもぜひ頑張って、ナンバーツーではダメなのですよ、ナンバーワンでなくては。そうなので、またこれからも一生懸命頑張ってやってください。

次に、3番に進みます。耕作放棄地の再生について地域整備観光課長に質問します。近年長瀨町でも農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、耕作放棄地が増加しているようです。今年度も10月から12月にかけて農業委員が耕作放棄地の調査等をしてはいますが、一度耕作放棄地となった農地は雑草が生い茂り、再生するのが困難な状況になるようです。町では耕作放棄地の再生方法をどのように考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

農地は農業に利用することで、農産物の生産供給のほか、洪水防止などの多面的機能が発揮できます。心安らぐ農村景観が創出されることとなります。農地が耕作放棄地化すると、雑草、雑木の繁茂や病害虫の発生など、周囲で耕作されている農家の方に迷惑になるだけでなく、地域の担い手農家の方が農地の集積を進める際の妨げにもなると考えております。

かけがえのない優良農地を保全し、農業を振興していくためには、農地の耕作放棄地化を防止、解消して、担い手農家の方に利用集積を図っていただくことが重要であると考えております。村田議員のご質問にもお答えいたしました。国が推奨する人・農地プランを平成24年度、25年度2カ年で作成いたします。この人・農地プランは、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題を解

決するため、今後の中心となる経営体はどこか、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方はどうするのかなどを決め、人・農地プランとして策定するものです。町では平成24年度中に農業者へアンケート調査を実施し、長瀬町の農業の現状を把握し、その結果をもとに今後の長瀬町の農業のあり方を検討、計画するものでございます。平成25年度には、主体となる農業関係機関や農業者の代表で構成する組織を立ち上げて、計画策定を進めてまいります。誰しも農地を荒れ地にしたくないとは思っていても、畑を管理するにはかなりの手間がかかります。そのため、町農業委員会でも耕作放棄地解消対策のため、余り手間のかからず実のなるものということで、クリを植えたらどうかという意見があり、クリ栽培の先進地も視察し、来年度より苗木の購入補助等を検討し、遊休農地の解消が少しでも図れるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 耕作放棄地の再生ということ、すごく難しいことだと思います。農業委員、私もやっているのですけれども、ことしは気合いを入れて、4日間も2人ずつ農業委員と不耕作地を回りました。何しろひどいもの、放棄地ということは本当に、再生するにはブルドーザーか何かを入れて、それでどかして、そしてやらなくてはできないような土地が多くあります。そしてまた、村田議員が質問したのと同じようなことになるのですけれども、ここに書いてありますように、高齢者になったり、それから自分がやっているからといって息子は必ずしも跡を継ぐわけではありませんし、息子はコンピューターをいじくっている職業についていけば、おじいさんがやっているのなんか、おれなんかできっこないやなということがあるので、すごく大変だとは思いますが、今地域整備観光課長が言ったように、この間も視察に行きましたけれども、ぼろたんグリですか、それを植えるのはいいのですけれども、お客さんは買ってくれるかどうかというのがすごく難しい。つくったけれども、それがとりもしなくても捨てる、今度はイノシシがまた喜んで出てくるようにもなると思いますので、何しろすごく難しく結論は出ないというのが今現状なのですけれども、やってみるのも、ぼろたんグリだと大きくてすごくいいからそれを、クリは案外と手入れしなくても済むような感じになっていますので、そちらのほうに、それでは一生懸命頑張るよう努力しますか、農業委員ともども。

それしかありませんよね。頑張るしか、ないはないのですけれども、でも親がやっているものについては息子というのは案外とやりたがらなかったりとかというのが多いのですけれども、今やっている農業の方の姿勢を見ると、すごく大変なこと、お骨折りにやっていて、そしてこの金額で農協へ出しても十何%取られてしまうし、ラベルを張るのもそれだしというので、案外もうけというのは少ないのですよ。肥料とか飼料というのがすごく高いので、本当に大変なのですけれども、日本もいつ、今のこの世界情勢からいくと、朝鮮の打ち上げとか何とかとあって、朝鮮ありますので、何かわからなくなるので、農業は守っていかなくてはならないのですけれども、今長瀬町の現状を見ると、随分と不耕作地がちょっとふえているような感じもいたします。ですから、声を大にして、そして町と、それから農業委員と農業者、それから皆さんの買ったものは地産地消で買ってもらうようなシステムをつくりましていくように、お互い努力して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第38号から議案第46号までの9件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第38号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万8,000円を追加して、歳入歳出の総額を31億9,839万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では県支出金及び繰入金を増額、歳出は選挙費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分させていただきました。そして、これを同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第3号））につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、衆議院が11月16日に解散し、12月4日公示、16日選挙期日の衆議院議員総選挙の実施により、緊急に予算を調製する必要が生じたので、11月22日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を31億9,839万6,000円とさせていただいたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金の選挙費県委託金は衆議

院議員総選挙費県委託金として940万円、最高裁判所裁判官国民審査県委託金として2万1,000円、開票速報事務県委託金11万7,000円を増額させていただきました。

また、第21款繰入金7万円でございますが、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れさせていただきました。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第5項選挙費、第2目衆議院議員総選挙費として960万8,000円を増額させていただきました。内容でございますが、第1節報酬75万9,000円は投票開票管理者、投票開票立会人、選挙管理委員会委員報酬、第3節職員手当等33万円につきましては選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当、第8節報償費308万5,000円につきましては投開票事務従事者、ポスター掲示場設置場所等提供謝礼等、第9節1万1,000円につきましては県庁への出張旅費、第11節需用費につきましてはポスター掲示板、投票所への暖房用品、事務用品などの消耗品や燃料代、投票開票事務従事者の弁当代などの食糧費で81万8,000円でございます。第12節役務費は83万7,000円でございますが、投票入場券などの郵送代や投開票事務で使用する機器類の点検手数料、選挙公報の新聞折り込み代、第13節48万5,000円につきましては入場券作成などの電算処理業務委託料やポスター掲示場設置撤去委託料、第14節26万5,000円は投票で使用する用品のレンタル料や期日前投票システムのソフトのレンタル料、第18節は備品購入費で301万8,000円でございますが、国民審査投票用紙読み取り分類機や投票用紙自動交付機などの購入費用でございます。

以上が今回専決処分をさせていただきました補正予算の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 済みませんね、わからないので。今の説明で、備品購入費のところでは三百何万という話がありましたけれども、この読み取り機というのは一回一回の選挙で導入をしなければならないのか、ちょっと教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

国民審査用の読み取り機につきましては、今まで使っていた機械は平成12年6月に購入したものでございます。時代とともに判読速度ですとか読み取り精度等が大分向上してまいりましたので、今回購入、入れかえるものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。
よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第39号 長瀨町暴力団排除条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤芳夫君） 議案第39号 長瀨町暴力団排除条例の提案理由を申し上げます。
町民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発達に寄与することを目的に、暴力団排除活動を推進するための必要な事項を定めた条例を制定したので、この案を提出するものであります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（福島 勉君） 議案第39号 長瀨町暴力団排除条例についてご説明申し上げます。
新規の条例でございますが、提案理由につきましては先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。近年暴力団の資金獲得活動が多様化、巧妙化していることに加え、暴力団との関係を隠しながら暴力団に資金提供するいわゆる暴力団共存者、共生者が存在するなど、暴力団を社会から排除するためには現行法令では十分に対応できない状況があります。
こうした背景を踏まえ、埼玉県においては平成23年8月1日から埼玉県暴力団排除条例を施行しておりますが、町が発注する公共事業からの暴力団排除や町立学校での暴力団排除教育については、県条例では規定を設けることはできないため、県条例だけでなく、町でも暴力団排除の条例が必要とされるものでございます。
なお、本条例案につきましては、埼玉県や警察のご指導、助言をいただいております。
それでは、条例案の内容につきましてご説明申し上げます。
第1条、条例の目的でございますが、この条例は、暴力団排除活動の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、町民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。
第2条、用語の定義で、暴力団及び暴力団員の定義を定めております。
第3条、基本理念でございますが、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本理念とし、町、町民及び事業者の連携協力のもとに推進され、また何人も暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係を有してはならないと規定してございます。
第4条、町の責務ですが、第3条の基本理念にのっとり、町民及び事業者の協力を得、埼玉県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものといたします。

第5条、町民及び事業者、町民等の責務でございますが、町民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう求め、第2項では、事業者は、基本理念にのっとり、その事業により暴力団を利することとならないよう努めるものとするともに、町が実施する施策に協力するものとし、また第3項では、町民や事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、町または警察へ積極的に情報提供するように求めるものとしております。

第6条、町の事業における措置でございますが、町は、その公共工事その他の事業により暴力団を利することとならないような必要な措置を講ずるものとします。

第7条、町民等に対する支援ですが、町は、町民や事業者が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、町民や事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとしたします。

第8条、啓発活動及び広報活動ですが、町は、町民や事業者に暴力団排除活動の重要性について理解を深めてもらうため、啓発活動や広報活動を行うものとしたします。

第9条、県への協力で、町は、県が実施する施策への協力や情報提供を行うものです。

第10条は、国及び他の地方公共団体との連携をする規定でございます。

第11条、青少年に対する教育のための措置でございますが、町は、町立中学校において、生徒が暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとしたします。

第12条、委任に関する規定でございますが、必要な事項は、町長が別に定めるとしている規定でございます。

最後に、施行日でございますが、附則にございまして、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 僕は以前もこの暴力団排除条例のときにも質問をしたのですけれども、ここに今ずっと読んで、すごくきれいに、いいことが書いてあるのだけれども、肝心なところで、暴力団と暴力団ではない人の見分け方は、もしわかったら教えてもらいたいのですが。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

答えになるかちょっとわからないのですが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございまして、その中で、暴力団とは、その団体の構成員、準構成員、その構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいうという規定となっております。また、暴力団員につきましては、暴力団の構成員をいうという規定でございまして、見分け方というのはちょっと私も、この用語の定義ということでお願いしたいと思います。

〔「よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑は。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） この条文ですけれども、大体大方の市町村でも同じような形でやるのかなと思うの

ですが、この内容的にはいいと思うのですが、文面でいきますと、例えば7条、町民等に対する支援というところがありますけれども、「町は、町民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」というふうなことなのですから、情報提供なんかは、またその他支援ということなのですが、大阪等では当然、テレビのメディアのニュース等でもご存じだと思いますけれども、嫌がらせ等が出てくると。そういうことについての支援、例えば「門松買ってこないね」と。「いや、うちがいいんです」、「いや、これは買ってもらわないと困る」というふうなことが起きた場合に、これを当然町当局または警察に連絡すれば、特に町でこういう条例を定めるわけですから、そのところは、最後の12条の「町長が別に定める」という文面があります。一番最後のところに、12条の一番最後にありますが、そういうところについては、だからそういう支援をしっかりとしますよと。町民、事業者に対してというふうなことで考えてよろしいわけでしょうか。この条例をつくることは非常にいいことだと思いますけれども、やはりもしも個人的とか、事業者嫌がらせ等があるとか、そういう場合も想定されるわけですから、そのところについてはお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

第12条、最後の委任規定でございますが、この条例をうまく実施するために、個別の細かい規定等定めることができるという規定で、現在のところそこまで細かく定めるところはないかと思うのですけれども、この辺はまた警察等のご指導をいただきたいと考えております。

また、暴力団排除につきましては、やっぱり行政という分野よりは警察の分野ということはあるかと思いますが、行政でも広報活動ですとか、いろんな暴力排除の集会とか大会等も、秩父管内では共同で、町単独ではないですが、実施したりして、防犯、暴力排除の活動等実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 長瀬町暴力団排除条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第40号 長瀬町防災会議条例及び長瀬町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第40号 長瀬町防災会議条例及び長瀬町災害対策本部条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、長瀬町防災会議条例及び長瀬町災害対策本部条例を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第40号 長瀬町防災会議条例及び長瀬町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、いつ起こるかかわからない災害に備えるため、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する2つの条例を改正する必要性が生じたものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。

最初に、長瀬町防災会議条例の新旧対照でございますが、第2条の所掌事務でございますが、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に第2号を改め、第3号を「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べる。」に改め、第2条に第4号として、「前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」を加えるものでございます。

次に、第3条の会長及び委員の改正でございますが、第3条第5項第8号中「秩父消防署長瀬分署長」を「秩父消防署北分署長」に改めるもので、これは消防署の分署が統廃合されましたので、改めさせていただきます。

第9号として、委員の追加といたしまして、「自主防災防犯組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を加えさせていただきますので、これは多様な分野から委員になっていただき、地域防災計画やそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものでございます。

さらに、号の追加などに伴い、選出分野の人数を改めるものでございます。第6項でございます。

次に、裏面ごらんいただきたいと思っております。第2条の長瀬町災害対策本部条例の一部改正の新旧対照表でございますが、災害対策基本法の改正に伴い、法律の条が追加されましたので、引用条文のずれを改正する必要性が生じた。長瀬町災害対策本部条例の第1条中の「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるものでございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、施行日でございますが、附則でございますとおり、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 長瀬町防災会議条例及び長瀬町災害対策本部条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第41号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第41号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

福祉3医療（子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療）に対する医療費の支給に関し、秩父郡市において現物給付制度を平成25年4月1日から導入したいため、所要の改正を行いたいため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第41号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、先ほど町長が申し上げましたが、福祉3医療（子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療）に対する医療費の支給に関し、秩父郡市において現物給付制度、子供等が医療機関を受診した際に、窓口で医療費を支払わなくてもよい制度を平成25年4月1日から導入したいため、現物給付ができるよう所要の改正を行うために、関連する子ども医療費支給に関する条例、一人親家

庭等の医療費支給に関する条例、重度心身障害者医療費支給に関する条例の3本の関連条例について、長瀨町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例として規定の整理を行うものでございます。

なお、子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の説明につきましては、お手元にご配付してあります参考資料、議案第41号新旧対照表に沿ってご説明させていただきますので、議案書とあわせてごらんください。

初めに、長瀨町子ども医療費支給に関する条例新旧対照表1ページをごらんください。第2条は定義の規定でございますが、1号、3号については法令用語の整理を行うものでございます。

第5号は、新たに追加する号でございますが、「医療機関等」についての定義を設けるものでございます。ここで、「医療機関等」とは、健康保健法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。」とするものでございます。

なお、5号中、マッサージ及びきゆう師の用語の「ツ」と「ゆ」については、拗音、促音の表記については内閣法制局通知により、固有名詞の法律名については大書きとし、その他は小書きとしています。

次に、第3条第2項第4号でございますが、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例を新たに加え、子ども医療費対象者の明確化を図るものでございます。

次に、1枚めくって2ページをごらんください。第5条でございますが、見出しを「支給の方法等」に改め、第2項から第4項で、現物給付を行うための条文の整備でございます。また、審査支払い事務等を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び国民健康保険団体連合会等に委託をできる規定を設けるものでございます。ここで現物給付についての流れについてですが、今回の条例改正で、秩父郡市医療機関等から窓口で本来徴収される保険診療の一部負担金を受給者本人へ請求せず、医療機関から診療報酬明細書により、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び国民健康保険団体連合会を介して町に請求していただくこととなります。なお、医療費の支払いにつきましても、請求と同様に、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び国民健康保険団体連合会を介して支払うこととなります。

次に、第6条でございますが、見出しを「受給資格の登録」に改めるとともに、資格登録について規定するものでございます。

次に、3ページをごらんください。第7条でございますが、「受給者」を「受給資格者」に改め、用語の整理を行うものでございます。

次に、第8条でございますが、第8条「損害賠償との調整」に改正するものでございますが、内容といたしましては、医療給付の第三者行為についての損害賠償、その限度額において、子ども医療費全部もしくは一部について支給に関する取り扱い方法について規定したものでございます。

次に、第9条でございますが、現行第8条「支給金の返還」を「子ども医療費の返還」と見出しを改めるとともに、不正行為等の返還を明確化したものでございます。

なお、第10条でございますが、現行の第9条の「権利の譲渡の禁止」の見出しを「譲渡又は担保の禁止」に改め、譲渡、担保の禁止規定を明確化するとともに1条繰り下げ、第10条とするものでございます。

次に、第11条でございますが、現行第10条を第11条に繰り下げるものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、4ページをごらんください。長瀨町ひとり親家庭等の医療費の

支給に関する条例でございますが、第2条は定義の規定で、法令用語の整理を行うものでございます。

また、第3項においては、児童福祉法の改正に伴う根拠条文の改正及び「養育者」の用語の整理でございます。

次に、5ページをごらんください。第7号は、こども医療費と同様に、医療機関等の定義を加えるものでございます。

次に、第3条でございますが、法令用語の整理及び根拠条文の改正でございます。

次に、1枚めくっていただき、6ページをごらんください。第6条でございますが、窓口払い廃止に伴い、保険診療の他の医療費と同様に、一部負担金については徴収しない旨の条文の改正でございます。

次に、6、7ページをごらんください。第7条でございますが、見出しを「支給の方法等」に改め、こども医療費と同様な改正で、審査支払い事務の委託について1項を加え、第4項とするものでございます。

次に、第9条でございますが、支給費を「ひとり親家庭等」に改め、用語の整理を行うものでございます。

次に、第11条でございますが、見出しを「ひとり親家庭等医療費の返還」に改め、「他の法令」等用語の整理を行うものでございます。

次に、1枚めくっていただき、8ページをごらんください。長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正でございますが、第1条については、他の条例と同様に法令用語の整理を行うものでございます。

次に、第3条第2項第2号の改正でございますが、児童福祉法の改正に伴う根拠条文の改正でございます。

最後に、附則でございますが、恐れ入りますが、議案書最後の附則をごらんください。この条例は、公布の日から施行するものでございますが、長瀬町こども医療費に関する条例第5条及び長瀬町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第7条の改正規定は、現物給付を実施する25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 長瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第42号 記号式投票に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

町長選挙の投票方法を自書式投票に変更するため、条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第42号 記号式投票に関する条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、町長選挙の投票方法を記号式投票から、他の選挙の投票と同様に自書式に変更したいものでございます。記号式投票につきましては、昭和38年の選挙から、不在者投票や期日前投票などの場合を除き、投票日当日の投票は丸の記号をあらわす印で投票しておりました。この制度の廃止につきましては、選挙管理委員会でメリット、デメリットを検討してまいったところです。その結果、町長選挙の投票は記号式投票から自書式投票へ変更することが望ましいのではないかと結論に至りました。

主な理由でございますが、最近の選挙では自書式である期日前投票が多くなってきていること、自書式でも無効投票率は低いこと、体が不自由な方へ配慮した代理投票制度があること、また自書式と記号式の2種類の投票があり、開票時間の迅速化には必ずしもつながらないことなどから、他の選挙の投票と同様に自書式の投票にしたいと、町長選挙における記号式投票の制度でありますこの条例を廃止したいものでございます。

なお、施行日でございますが、附則でございますとおり、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 記号式投票に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第43号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,235万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億1,075万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金及び繰入金が増額、歳出は企画総務費、賦課徴収費、社会福祉総務費、児童福祉費、児童扶助費、観光費、道路橋梁総務費、公民館費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第43号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

最初に、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,235万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億1,075万2,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。歳入の補正の内容でございますが、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金274万5,000円と、次の第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担137万2,000円は、障害者自立支援給付及び障害児施設措置に対する国及び県からの負担金でございます。

戻りまして、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金87万1,000円は、子育て支援事業に対する補助金で、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金53万1,000円は、放課後児童クラブ環境整備事業に対する補助金で、内示によるものでございます。

第3目労働費県補助金の埼玉県緊急雇用創出事業補助金125万9,000円は追加の内示によるもので、宝登山地域の花と緑の保全活用事業に充てるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金557万8,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをお開きください。第2款

総務費、第2項企画費、第1目企画総務費の第19節負担金、補助及び交付金99万5,000円は、寄居町と長瀨町の広域連携事業として、寄居町が東武東上線の秩父鉄道への乗り入れや観光連携事業を調査する事業を行うに当たり、長瀨町も応分の負担をさせていただくものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴收費、第13節委託料202万円は、住民情報や税情報などの基幹系システムのサーバーをデータセンターに設置するクラウド型に、24年度、今年度の早い時期に変更する予定で当初進めており、電算処理業務を見込んでおりましたが、埼玉県町村会で進めている基幹業務システムの共同化との兼ね合いから、変更時期が今年12月にずれ込んだことなどにより、電算処理業務委託料に不足が生じるものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第19節負担金、補助及び交付金の負担金377万3,000円と第20節扶助費の補装具費171万9,000円は、障害者自立支援給付費等に不足が生じる見込みとなりましたことから、増額をさせていただくものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の第18節備品購入費79万7,000円でございますが、県の補助金を活用して、一小放課後児童クラブの床にクッションを敷き詰めるものでございます。

第2目児童扶助費52万円でございますが、来年度から実施予定の秩父医師会管内の医療費等の窓口払いの廃止に向け、受給者証の印刷や郵送経費、さらにシステム改修に要する費用でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目緑の村管理費125万9,000円は、宝登山地域花と緑の保全活用事業で、全額埼玉県緊急雇用創出事業補助金を財源に、遊歩道の修繕、花の植栽、保全管理などを行うものでございます。

次に、第7款第1項商工費、第2目観光費、第13節委託料50万円は、国土交通省関東運輸局が行う関東観光まちづくりコンサルティング事業に要する経費で、国土交通省が直接負担する委員報酬や旅費以外の事務的経費の委託料でございます。

12、13ページをお開きください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、第11節需用費の光熱水費39万円は、道路照明灯の電気料で、9月分から値上げになったことに伴う不足見込み額でございます。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費、第2目公民館費の第11節需用費、施設修繕費38万3,000円は、消防署の査察で指摘を受けました中央公民館の灯油地下タンクの修繕を行うものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 11ページですか、寄居町・長瀨町広域連携事業負担金ということで99万5,000円ということなのですが、これについての内容と今後の運動の方針ですか、どんなふうなことをこれに使われるのか、ちょっと内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

現在寄居町のほうが埼玉県の補助事業を受けまして、広域連携事業の調査を進めております。内容につきましては、寄居町、長瀨町の地域の魅力を高め、定住人口の拡大、観光客の増加、国際的企業を活用した研修、見学者等の需要の誘発等を図ることにはどのような方策が必要か、またポイントは何かというよ

うなことで、その1つといたしまして、交通条件をよくするために秩父鉄道の乗り入れ等の可能性、また設備費用がどの程度かかるか等の調査を行ってまいるのが1つございます。また、その中に地域住民のアンケート、直通になったことによって通勤、通学の便がどうか、また観光客に対して、直通になってどうかとか、どのような経路で来たかというようなアンケート、また東武東上線沿線、また首都圏沿線等の住民等の方々にインターネットアンケート等も実施し、その可能性等もまとめていくものです。また、そのほか両町の観光関係者、商工関係者等の方にもいろんなご意見、ご提言等をいただき、広域連携を図れるかというようなものを調べる調査となっております。

また、費用面につきましては、長瀨町と寄居町と、あと県のほうの補助金がございますが、人口割と均等割等を試算させていただきまして、長瀨町が寄居町の約2分の1という額で今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 結局これは観光客を誘致するというのが目的なのですか。そうやって乗り入れるということが目的なのですか。東武が入るといってお話なのだけれども、東武が入ることによって、乗り入れるための運動の資金ですか。今後こういうふうな展開していく上でのこういう費用がかかるわけですが、これ非常にいいことだとは思っているのです。だけれども、その内容について、いま少し、どのくらい入ってくるのなら入ってくるのか、そのための資金だとか、はっきり物を言ってほしいのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

まず、東武東上線乗り入れありきということではなく、その運動ということでも、この調査ではありません。

まず、可能性があるかどうかという、設備費用も含めて行っていきたい。あわせて、定住人口、乗り入れられた場合に図れるのかどうか。当然観光の周遊ルート、広域的な観光ルートもあわせた調査を行っていくものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 何かすっきりしない。はっきり何か言っていないので、ちゃんと、こういうふうなことでやるのだから、こういう予算を立てて、こんなふうな運動ですのだから皆さんご了解いただきたいとか、何かそうはっきり物を言えないかなというように思ったので、そうでないと、これを継続するとかというのわかっているの。いいことだから。いいことなのだけれども、その辺の歯切れがいまいち聞こえないのですけれども、いかがでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 齊藤議員の質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

東武東上線を乗り入れるためには、秩父鉄道のほうの設備を、例えばプラットホームだとか、いろんなことがありまして、その辺の調査をしたい。調査によっては長瀨駅まで乗り入れることが可能ですよという調査結果が出ましたら、その後皆さんにお願いして運動していくと。そういうことで、とりあえず事前の調査ということでお願いしたいと思うのですが。

〔「そういうことでわかった。以上です」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 総務課長の1回目の説明だと、秩父鉄道の乗り入れと言ったから、あれ、もしかしたら秩父鉄道が小川駅まで行くのかなと思ったのですけれども、そうではないということが今わかりました。東武鉄道が入ってくるということね。やはり齊藤議員もおっしゃいましたけれども、このことによって活性化させ、寄居町との連携を密にして、やはり長瀨から寄居へとか、寄居からこちらへ歩いてきたりとか、そのような観光資源にもぜひ進めていくのだということを念頭に置いて、こうやっていただくことであれば、これからの発展につながるのではないかなと思います。

あと、申しわけありません、1点だけ。そのすぐ下に委託料で宝登山地域花と緑の保全活用事業委託料で、これは全部県の補助金で入ってくるというお話だったですよ。これもやはり、いやにここにお金がつぎ込まれているのですけれども、やはりこの地域にちょっと。これは町の予算書にあるので、これは町で、例えば緊急雇用なら緊急雇用の人たちに整備してもらう、また、観光協会におろして、そこから事業を進めていくということではないわけですよ。その点お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

宝登山地域花と緑の保全活用事業委託料なのですが、これは宝登山周辺と、あと緑の村も含まれているのですが、シルバー人材センターに委託をして管理をしていただくと。そもそもこの事業はどうして今回この時期にやったかといいますと、当初緊急雇用は今年度で終了するというので、今回最終的な追加事業ということで提出をすれば、ことしと来年も同じような事業をそのままできますよということで、2年できるということでしたので、今回一応出させていただきました。出しましたら採択されたということですので、今回計上させていただいたわけなのですが、これであれば来年も同じような事業が、緊急雇用がなくてもできるという事業でございます。

当初は24年終了ということだったのですが、県の担当課から、12月5日付で国から交付金の積み増しがありまして、25年度も予算の範囲内で緊急雇用は実施するという通知がございました。若干内容が変更になった、若干厳しくはなったのですが、緊急雇用自体は来年度も実施されることになりましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 11ページの、先ほど7番の議員が発言したその下、電算処理業務委託料202万、これは表を見ますと、項目としては賦課徴収費の補正ということになっています。202万も補正を組むほどの委託料というのはどういうことなのですか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

賦課徴収費の電算業務委託料の202万円の内容でございますが、先ほど総務課長のほうからも概略説明がありましたように、大半がクライアント型への移行、基幹系のシステムというのがございまして、そちらのクライアント型への移行の変更時期が埼玉県の町村会での共同システムとの兼ね合いでおくれたこ

と、これによりまして補正が生じてきました。プラスで、若干ではございますが、税務課としても当初予算時にちょっと把握できなかったもの、例えば23年度から始まりました固定資産税のレッドゾーンへの反映とか、コンビニの一部とか、そういうもので若干の不足も生じてございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第44号 埼玉県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第44号 埼玉県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約の提案理由を申し上げます。

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合理約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第44号 埼玉県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

町長の提案理由で申し上げましたとおりで、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、規約を変更する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表第1でございますが、これは組合を組織する地方公共団体を掲げておりまして、白岡町を市に、「蓮田市白岡町衛生組合」

を「蓮田白岡衛生組合」に改めるものでございます。

中ほどの別表第2、これは組合の共同処理をする事務でございまして、第4条第1号に掲げる事務は常勤の職員に対する退職手当の事務で、次の第2号に掲げる事務は消防団員等の災害補償の事務、第3号に掲げる事務は住民に対する交通災害共済の事務でございます。

また、別表第3につきましては、組合の議会議員の選挙区を定める表で、第1区が市の項で、第2区は町村の項で、「白岡町」を削るものでございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、施行期日でございますが、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合同規約の規定は、平成24年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第45号 秩父広域市町村圏組合同規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第45号 秩父広域市町村圏組合同規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第45号 秩父広域市町村圏組合格約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由にありましたとおり、障害者自立支援法の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについてご協議いただくため、この案を提案するものです。

それでは、裏面の参考資料の秩父広域市町村圏組合格約新旧対照表をごらんください。第3条は共同処理する事務について定めたものですが、第9号は、根拠法令の改正に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改め、第19条第1項第1号中の「別表第1」は、適正な字句にするために「別表」と改めるものです。

別表第1中の「(第19条第1項関係)」は、適正な字句にするために「(第19条関係)」に、「障害者自立支援法」は、根拠法令の改正に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表を「別表」とするものです。

次に議案に戻っていただき、附則になりますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 秩父広域市町村圏組合格約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、平沼旻氏の任期が平成25年3月31日で任期満了となるため、引き続き平沼氏を候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願を議題といたします。

この請願第2号は、平成24年9月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育常任委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員長。

○3番（板谷定美君） それでは、総務教育常任委員会に付託された請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願について審査結果を報告いたします。

本委員会は、11月28日水曜日の午前10時より委員全員の出席により第一委員会室で開催し、同請願を審査いたしました。

委員会での審査は、まず請願の紹介議員である新井議員から請願内容とその理由を聞き、質疑を行い、質疑終了後に事務局から他自治体の請願の採択状況や県の動向について説明を受けて討論を行いました。

討論では、願意は妥当で、当議会としては県議会の動きもあるが、意見書の提出はするべきであるとの意見が多くありました。その後表決を行いました。委員4名中全員が採択すべきものとしております。

したがって、既に県内の幾つかの地方議会において医学部の新設を認めることを求める意見書を国に提出しているところでもあり、本委員会では願意は妥当であるとの意見の一致を見たので、採択と決定いたしました。

本議会におかれましても、本委員会の決定を尊重されますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（大澤タキ江君） ただいま総務教育常任委員長から報告がなされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大澤タキ江君） 起立多数。

よって、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時40分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

ただいま板谷定美君から発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書を日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 追加日程第16、発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大澤タキ江君） 発議案の内容等について、板谷定美君の説明を求めます。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） それでは、発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書の提案理由を説明いたします。

先ほど本会議において採択された「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願の趣旨に基づき、長瀨町議会として意見書を関係機関に提出する必要があると判断いたしましたのでこの案を提出するもので、提出者は私で、賛成者が大島議員、新井議員、関口議員、村田議員の4名であります。

それでは、意見書をごらんください。意見書の前半部分は請願と同じ内容でありますので、説明は省かせていただきますが、後半、下から11行目、そのため、全国各大学の医学部定員が増員されても、埼玉県内の地域医療に貢献する医師を充足させることは、引き続き困難な状況であり、埼玉県の地球医療を担うことを志望する県内出身の高校生に対して、埼玉県内で地域医療に触れながら学ぶ環境となる県立大学医学部を新設することが将来に向けて極めて重要と考えられます。埼玉県では今年度新たに定めた「5か年計画」において、「埼玉県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定」を明記しております。以上の状況から、国に埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという内容であります。

ご賛同をお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第2号 国に対して医学部の新設を認めることを求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など9件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決、ご同意を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただいたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式を年明けの13日、日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀨町で成人を迎える皆さんは87名でございます。議員の皆様にはご出席の上、成人の門出を祝していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対しお礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただきまして、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようにご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、年末を迎え、寒さも一段と厳しくなってきました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成24年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 2月25日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子